

# 承認工事事務マニュアル

令和5年4月1日

# 目 次

第 1. 承認工事の意義

第 2. 道路法施行規則

第 3. 道路工事承認事務取扱要領

第 4. 承認工事及び占用工事執行要領

第 5. 承認基準

1. 法敷の埋立て工事に関する基準

2. 法敷の切取り工事に関する基準

3. 側溝の新設工事に関する基準

4. 路肩の舗装工事に関する基準

5. 歩道乗入れ工事に関する基準

6. 道路の取付け工事に関する基準

第 6. 参考資料

- 取付道路の取扱いについて（国土交通省中部地方建設局資料）
- 側溝蓋の設置について

## 第 1 承認工事の意義

## 第 1 承認工事の意義

道路法第 24 条は、道路管理者の承認を得て道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる旨規定しており、この条文に基づく工事を通常 24 条工事、請願工事又は承認工事と称している。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なもの（道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の維持に影響を与えない道路の維持）については、道路管理者の承認を要しないことになっている。しかし、実態を把握する必要があるため、届出協議を静岡県道路法施行細則で定めている。

「承認」とは、行政法上種々の意味に使われるが、本文の場合は、講学上いわゆる禁止の解除、すなわち「許可」であると考えられる。この処分は、自由裁量であり、従って道路管理者は、その工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無等を総合的に勘案して、承認又は不承認の処分を行うことができる。

承認工事と道路の占用との相違を掲げれば、承認工事とは、道路として必要な施設を設けることであり、設けられた後は、道路利用者が平等にその利益を享受するものであり、道路の占用とは、道路としては不必要な施設であるが国民生活上必要な施設を設けることであり、設けられた後は、設置者が排他的にその利益を享受するものである。

承認工事として代表的なものは、法敷の盛土若しくは切土、歩道の切下げ、道路の取付け等がある。なお、法敷に架橋して通路を設ける場合には、特定人のみを使用することになり、また、道路として適当な構造を有する施設とはいえないので道路の占用として取扱うことになる。

「道路管理者以外の者」と道路法第 24 条に規定しているので、他の道路管理者は、本条から取り除かれることになる。従って、他の道路に道路を接続又は交差させる工事等は、道路管理者相互間の協議で行うことになり、協議事項については、道路法第 24 条に規定する承認申請事項を準用するものとする。

また、都市計画事業又は土地区画整理事業として道路法上の道路について道路に関する工事を行う場合には、当該事業の法律に明文を欠いているので、道路法第 24 条の規定を適用されるものと解せられるが、同条に規定する承認申請事項を道路管理者と事業者との間の協議事項として取扱うものとする。

## 第 2 道路法施行規則

○静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則（案）

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 237 号

（趣旨）

第 1 条 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の規定により、道路管理者以外の者が行う工事等に係る手続等に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（申請書類）

第 2 条 市長が管理する道路（以下「道路」という。）に関する工事又は道路の維持（以下「工事等」という。）を行おうとする者は、道路工事等施行承認申請書（様式第 1 号）に工事設計書及び図面を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持を行おうとする場合は、この限りでない。

2 前項の工事設計書は工事の仕様を、図面は工事計画の区域及び付近の状況、施設又は工作物の構造を、それぞれ詳記したものでなければならない。

3 市長は、工事等の計画の区域、規模その他の状況により、第 1 項に規定する書類の全部若しくは一部を省略させ、又は必要と認める書類を添付させることができる。

4 工事等の承認を受けた者（以下「工事等施行者」という。）が当該承認に係る事項を変更しようとする場合においては、道路工事等承認申請書（変更）（様式第 2 号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認書の交付）

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる承認をしたときは、当該各号に定める承認書を交付する。

（1）前条第 1 項の規定による承認 道路工事等施行承認書（様式第 3 号）

（2）前条第 4 項の規定による承認 道路工事等承認書（変更）（様式第 4 号）

（着手及び完了の届出）

第 4 条 工事等施行者は、工事等を行おうとする場合においては、あらかじめ、工事等着手届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 工事等施行者は、工事等が完了した場合においては、直ちに工事等完了届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（変更届）

第 5 条 工事等施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに、変更届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（1）相続、合併又は分割により工事等施行者の地位を継承したとき

（2）法人である工事等施行者の代表者を変更したとき

（3）工事等施行者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき

2 前項第 1 号から第 3 号までに該当する場合においては、その事実を証する書面を添付しなければならない。

（工事等の施行）

第6条 工事等施行者は、工事等を施行する場合は、市長の指定する職員の指示に従わなければならない。

(中止の届出)

第7条 工事等施行者は、工事等を中止しようとする場合は、その旨を届け出て市長の指示を受けなければならない。

(工事の表示)

第8条 工事等施行者は、当該工事等の期間中、道路工事の承認済の標識(様式第8号)を当該工事に係る場所又はその付近の見やすい場所に表示しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(原状回復届)

第9条 工事等施行者は、道路を原状に回復した場合においては、直ちに、道路原状回復届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則(昭和36年静岡市規則第38号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、静岡県道路法施行細則(昭和50年静岡県規則第21号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

道路工事等施工承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

〒

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 印

電話

道路法第24条の規定により道路の工事（維持）を施行したいので、次のとおり申請します。  
 なお、工事によって生じた物件は、完成と同時に、無償で市に寄附します。

工 事 の 場 所	静岡市			地先
路 線 名				
工 事 の 目 的				
工 事 の 面 積 等				
工 事 の 期 間	年 月 日から			日間
	年 月 日まで			
交 通 規 制	昼間 ・ 夜間 ・ 昼夜間			
	<input type="checkbox"/> 全面通行止	<input type="checkbox"/> 片側通行止	<input type="checkbox"/> 車線減少	<input type="checkbox"/> 歩行者通行注意
	<input type="checkbox"/> 車両通行止	<input type="checkbox"/> 歩道内工事	<input type="checkbox"/> 片側交互通行	<input type="checkbox"/> 道路巾減少
工 事 人	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			

- (注) 1. 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印をしてください。  
 ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
2. 交通規制については、該当する内容にレ印をつけてください。



〒  
住所  
氏名

様

静岡市長 氏 名 印

道路工事等承認書（変更）

年 月 日付けで申請のあった道路の工事（維持）の変更については、次のとおり承認します。

工 事 の 場 所	静岡市	地先
路 線 名		
工 事 の 目 的		
工 事 の 面 積 等		
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
前回承認番号・ 承認年月日	第 号	年 月 日
交 通 規 制	昼間 ・ 夜間 ・ 昼夜間	
	<input type="checkbox"/> 全面通行止 <input type="checkbox"/> 車両通行止	<input type="checkbox"/> 片側通行止 <input type="checkbox"/> 歩道内工事
	<input type="checkbox"/> 車線減少 <input type="checkbox"/> 片側交互通行	<input type="checkbox"/> 歩行者通行注意 <input type="checkbox"/> 道路巾減少
条件		
・ 一般条件は裏面に記載		

〒  
住所  
氏名 様

静岡市長 氏 名 印

道路工事等施行承認書

年 月 日付けで申請のあった道路の工事（維持）については、道路法第24条の規定により次の条件を付して承認します。

工 事 の 場 所	静岡市	地先
路 線 名		
工 事 の 目 的		
工 事 の 面 積 等		
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
交 通 規 制	昼間 ・ 夜間 ・ 昼夜間	
	<input type="checkbox"/> 全面通行止 <input type="checkbox"/> 車両通行止	<input type="checkbox"/> 片側通行止 <input type="checkbox"/> 歩道内工事
	<input type="checkbox"/> 車線減少 <input type="checkbox"/> 片側交互通行	<input type="checkbox"/> 歩行者通行注意 <input type="checkbox"/> 道路巾減少
条件		
・ 一般条件は裏面に記載		

道路工事等承認申請書（変更）

年 月 日

（あて先）静岡市長

〒  
 申請者 住所 法人にあっては、その  
 主たる事務所の所在地  
 氏名 法人にあっては、その 印  
 名称及び代表者の氏名  
 電話

年 月 日付けで申請のあった道路の工事（維持）について、変更したいので、次のとおり申請します。

承認番号	年 月 日 第 号	
工事の場所	静岡市	地先
路線名		
工事の目的		
	変更前	変更後
工事の面積等		
工事の期間		
交通規制	昼間・夜間・昼夜間	昼間・夜間・昼夜間
	<input type="checkbox"/> 全面通行止 <input type="checkbox"/> 片側通行止 <input type="checkbox"/> 車線減少 <input type="checkbox"/> 歩行者通行注意 <input type="checkbox"/> 車両通行止 <input type="checkbox"/> 歩道内工事 <input type="checkbox"/> 片側交互通行 <input type="checkbox"/> 道路巾減少	<input type="checkbox"/> 全面通行止 <input type="checkbox"/> 片側通行止 <input type="checkbox"/> 車線減少 <input type="checkbox"/> 歩行者通行注意 <input type="checkbox"/> 車両通行止 <input type="checkbox"/> 歩道内工事 <input type="checkbox"/> 片側交互通行 <input type="checkbox"/> 道路巾減少

（注） 変更後の欄については、変更しようとする項目に対応する部分についてのみ記載してください。

工 事 等 着 手 届

年 月 日

（あて先）静岡市長

〒  
 申請者 住所 法人にあっては、その  
 主たる事務所の所在地  
 氏名 法人にあっては、その 印  
 名称及び代表者の氏名  
 電話

工事に着手したいので、次のとおり届け出ます。

承認番号	年 月 日 第 号
工事の場所	静岡市 地先
路線名	
工事の目的	
工事の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
承認を受けた者の現場監督者の氏名	
施工業者名	住 所（所在地） 氏 名（名 称） 現場監督者及び連絡先 TEL
そ の 他	

工 事 等 完 了 届

年 月 日

（あて先）静岡市長

〒  
 申請者 住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地  
 氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 印  
 電話

工事を完了したので、次のとおり届け出ます。

承認番号	年 月 日 第 号		
工事の場所	静岡市 地先		
路線名			
工事の目的			
工事の期間	年 月 日から	日間	
	年 月 日まで		
完了年月日	年 月 日		
施工業者名	住所（所在地）		
	氏名（氏名）		
	現場監督者及び連絡先		TEL
工事の規模 （復旧面積等）	延長	メートル	
	幅	メートル	
	面積	平方メートル	
添付写真	1 道路工事を施行する前の路面状況写真 2 道路を復旧した後の路面状況写真 3 道路を掘削した後の材質ごとの埋め戻しの状況の写真 4 工作物、物件又は施設の完成写真		
その他			

（注） 添付写真については、該当する番号に○印を付けてください。

変 更 届

年 月 日

（あて先）静岡市長

〒

住所 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在  
地

申請者

氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏 印  
名

電話

年 月 日付け第  
更を生じたので届け出ます。

号により承認を受けた事項について、次のとおり変

工事の場所	静岡市	地先
路 線 名		
変更の内容	<input type="checkbox"/> 地位の継承	<input type="checkbox"/> 代表者の変更 <input type="checkbox"/> 住所・所在地の変更 <input type="checkbox"/> 氏名・名称の変 更
（ 新 ）		
（ 旧 ）		
変更年月日	年	月 日

- （注） 1. 変更する内容にレ印をつけてください。  
2. 申請者欄には申請時（変更前）の情報を記載してください。

様式第8号（第8条関係）

道路工事承認済	
住所 承認を 受けた者 氏名	
承認番号	
承認年月日	
工事の場所	静岡市 地先
工事の面積等	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
道路管理者	静岡市長

30cm  
以上

20cm  
以上

道路原状回復届

年 月 日

（あて先）静岡市長

〒  
住所 法人にあっては、その主  
申請者 たる事務所の所在地  
氏名 法人にあっては、その名 印  
称及び代表者の氏名  
電話

道路を原状に回復したので、次のとおり届け出ます。

承認番号	年 月 日付け	第 号
工事の場所	静岡市	地先
路線名		
工事の面積等		
道路の原状回復の完了年月日		
添付写真	1 道路を掘削した後の材質ごとの埋戻し状況の写真 2 道路を復旧した後の路面状況の写真 3 工作物、物件又は施設を撤去した後の写真	
その他		



### 第 3 道路工事承認事務取扱要領

## 静岡市道路管理者以外の者が行う道路工事等に関する事務取扱要領（案）

### （通則）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条に規定する道路に関する工事又は道路の維持（以下「道路工事」という。）の承認に関する事務の処理については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### （道路工事の承認申請）

第2条 道路工事の承認申請は、静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則（以下「規則」という。）第2条第1項に規定する申請書1部に必要な事項を記載の上、次の付属書類を添付するものとする。

- （1）道路工事の施行の場所及びその附近を表示した位置図  
（縮尺2,500分の1～50,000分の1）
- （2）道路工事の施行の場所及びその附近を表示した見取り図
- （3）道路工事施行の場所の平面図、求積図、縦断図及び横断図  
（縮尺200分の1～600分の1）
- （4）施設又は工作物（以下「施設等」という。）の構造図  
（縮尺10分の1～100分の1）
- （5）公図の写し（道路敷地と民地との境界が不明確な場合に限る。）
- （6）道路工事の設計書及び仕様書（小規模の道路工事を除く。）
- （7）道路工事の施行の場所の写真
- （8）その他必要な書類

### （道路工事の変更承認申請）

第3条 道路工事の変更承認申請は、規則第5条第5項に規定する申請書1部に必要な事項を記載の上、前条に掲げる付属書類のうち変更の事項に関係あるものを添付するものとする。

### （承認基準）

第4条 道路工事の設計及び実施計画の承認基準（以下「承認基準」という。）は、別に定める。

### （申請の審査）

第5条 市長は、申請を受理した場合においては、次の審査を行うものとする。

- （1）道路工事を施行しようとする場所が道路構造上及び道路交通上適当であるか否かの審査
- （2）施設等の構造が承認基準に適合しているか否かの審査
- （3）道路工事の実施方法が適当であるか否かの審査
- （4）道路工事の期日が適当であるか否かの審査
- （5）その他必要とする審査

### （意見聴取）

第6条 市長は、道路工事の承認又は道路工事の承認に係る事項の承認（以下「道路工事の承認等」という。）を与えようとする場合において当該承認等に係る行為が道路の通行の禁止又は制限（以下「通行規制」という。）を伴うものであるとき、あらかじめ道路工事および作業に関する協議について（様式第1号）により当該地域を管轄する警察署長に意見聴取し、その回答を得なければならない。

(道路工事の承認等)

第7条 市長は、道路工事の承認等を行う場合において、道路の構造の保全、交通の危険の防止等のため必要があるときは、条件(様式第2号)を附することができる。

2 市長は、道路工事の承認を行った場合においては、道路工事等施行承認書又は道路工事等変更承認書を申請者に交付するものとし、当該承認等を行わなかった場合においては、道路工事等不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(道路工事の承認等の取消し)

第8条 市長は、道路工事の承認等又は道路工事の承認等の際に附した条件に違反しており当該道路工事の承認等を取消す事が適当と認められる場合においては、道路工事の承認等を取消す事ができる。

2 市長は、道路工事の承認等を取消した場合においては、道路工事承認取消通知書(様式第4号)により取消された者に通知するものとする。

(着手等の確認)

第9条 市長は、規則第4条に規定する工事着手届を受理した場合においては、必要に応じて承認工事の着手又は施行の状況を確認するものとする。

(完了の確認)

第10条 市長は、規則第4条第2項に規定する工事完了届を受理した場合においては、必要に応じて承認工事の完了を確認し、施設等の引渡しを受けるものとする。

(原状回復)

第11条 市長は、道路工事の承認等を取消した場合においては、速やかに施設等の除去及び道路の原状回復を道路原状回復命令書(様式第5号)により取消された者に命ずるものとする。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、規則第9条に規定する原状回復届を受理した場合においては、必要に応じて道路の原状回復を確認するものとする。

(道路の区域の変更及び供用の開始)

第12条 市長は、承認工事により道路の区域を変更した場合においては、法第18条の規定により所定の手続きを行うものとする。

(道路現況の補正)

第13条 市長は、引渡しを受けた施設等により道路の現況を変更した場合においては、必要に応じて当該道路の現況を補正するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、静岡県道路法施行細則(昭和50年3月31日規則第21号)及び静岡県道路工事承認事務事務取扱要領の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

年 月 日

警察署長 様

静岡市長 氏 名 印

道路の工事又は作業に関する意見聴取及び協議について

道路法第24条の規定により下記の通り道路工事（承認）並びに作業を行いたいので協議する。

記

- 1. 路 線 名
- 2. 工 事 の 場 所 静岡市
- 3. 工 事（ 承 認 ） の 時 期 年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで  
(内 日間)
- 4. 工 事（ 承 認 ） 種 別 の 概 要
- 5. 工 事（ 承 認 ） を 行 う 場 合 全面通行止 片側通行止 車線減少 歩行者通行注意  
の 道 路 交 通 に 対 す る 措 置 車両通行止 歩道内工事 片側交互通行 道路巾減少
- 6. 申 請 者
- 7. 図 面 位置図は別紙のとおり

第 号  
年 月 日

（あて先）道路管理者 静 岡 市 長

警察署長

道路の工事又は作業に関する意見聴取及び協議について

年 月 日付、 第 号をもって意見聴取及び協議があったこのことについては下記のとおり回答する。

記

## 様式第2号（第7条関係）

### 条 件

- 1 工事の着手並びに完成の時はその旨を届け出なければならない。この場合、完了届には完成、各工程ごとの写真を添えること。
- 2 道路工事の承認を明らかにするため工事地先に目的、面積、期間、承認を受けた者の住所氏名、承認年月日、承認番号を明記する表示をしなければならない。
- 3 道路境界杭を動かす必要がある場合には、あらかじめ道路管理者に届け出て、その指示を受けること。
- 4 工事着手前に、隣接利害関係者に対して工事内容の周知徹底を図り、工事の円滑化に努めること。
- 5 街路樹の移設等が伴う場合には、市公園緑地課に届け出てその指示を受けること。
- 6 工事施行にあたっては、交通上支障のないよう万全の措置を講ずること。
- 7 工事施行にあたって、既設地下埋設物等必ず事前に調査し関係機関との連絡、協議を行い、事故防止に努めること。
- 8 工事施行について車両通行止及び全面通行止の許可を警察署長から受けた場合、または車両の通行が困難な場合は消防本部へ連絡し、非常災害時の諸活動に支障のないようにすること。
- 9 この承認書とは別に警察署長の道路使用許可を受けてから施行すること。
- 10 工事に起因して路面上及び道路工作物、附属物等を破損した場合には、道路管理者に届け出て、その指示を受け、申請者の費用負担で原形復旧を行うこと。
- 11 道路工事施行者は、当該工事の施行に起因して事故が発生した場合には、すみやかに道路管理者に届け出ること。
- 12 工事に起因して、第三者に危害及び損害を与えた場合には、申請者の責任においてすみやかに解決すること。
- 13 工事完了後の道路原形復旧については、本復旧後（砂利道については工事施行後）向こう2年間はその責を負うこと。ただし、2年間を経過した後においても当該工事箇所の道路陥没等の原因が、当該工事に起因していることが明確な場合には、当該期間を経過した日から3年間（マンホール首部についてはその存続する期間）手直し施行を命ずることがある。
- 14 道路工事施行者は、工事完了後、道路を構成する敷地、施設又は工作物を国又は市に帰属させること。
- 15 道路工事施行者は、承認期間内において、次に掲げる事項に該当する場合には道路管理者に対し所定の手続きをとること。
  - (1) 相続、合併又は分割により道路工事施行者の地位を継承したとき。
  - (2) 法人である道路工事施行者の代表者を変更したとき。
  - (3) 道路工事施行者が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
  - (4) 承認工事の施行を中止し、又は期間を短縮しようとするとき。
- 16 工事物件の構造、工事の方法等を変更する場合には、道路管理者に届け出て、その指示を受けること。
- 17 承認書に記載されている内容又は承認条件に違反した場合には、承認を取消し道路を原状に回復させることがある。
- 18 国・県道において、工事に伴い道路台帳の現況に変更が生じる場合は、申請者の負担において関係図面及び調書を修正すること。
- 19 その他、前項に明示していないことは、道路法（昭和27年法律第180号）、静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則（平成15年規則第237号）及び静岡市道路占用工事に伴う路面復旧基準を守ること。

郵便番号

住所

様

静岡市長 氏 名 印

道路工事不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった道路の工事（維持）については、次のとおり不承認としたので通知します。

工事の場所	静岡市	地先
路線名		
工事の目的		
工事の面積等		
不承認の理由		
承認の条件		

郵便番号

住所

様

静岡市長 氏 名 印

道路工事承認取消通知書

年 月 日付け、承認番号第 号で承認した道路の工事（維持）については、次のとおり取消したので通知します。

工事の場所	静岡市	地先
路線名		
工事の目的		
工事の面積等		
取消しの理由		
承認の条件		

郵便番号

住所

様

静岡市長 氏 名 印

道路原状回復命令書

年 月 日付けで取消した道路工事については、道路の原状回復を次のとおり命令します。

承認番号	年 月 日付け 第 号
工事の場所	静岡市 地先
路線名	
工事の面積等	
道路の原状の回復方法	
道路の原状回復の期限	
その他	



## 第 4 承認工事及び占用工事執行要領

## 第4 承認工事及び占用工事執行要領の制定について

道路交通が激増するなかで、承認工事及び占用工事を適切に施行させるため標記の要領を別添のとおり制定したので、今後、工事を執行するにあたっては、この要領にしたがって処理されたく通知します。

### 承認工事及び占用工事執行要領

(目的)

第1条 この要領は、道路法（以下「法」という。）第24条に規定する道路工事の承認及び法第32条に規定する道路の占用の許可に基づく工事の執行について、道路の構造を保全し交通の円滑を図るため必要な事項を定めるものとする。

(工事施行上の注意)

第2条 道路工事執行者又は道路占有者（以下「道路工事施行者等」という。）は、工事の施行にあたって次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 交通の円滑を図り、公衆の災害を防止するため道路工事及び工事用機械等現場における標示並びに防護施設等の設置要領に基づいて道路標識等を設けること。
- (2) 工事の概要を附近の居住者に周知させ、附近住民の理解と協力を求めるとともに、一般の通行者に対しても協力を求める要請文を工事現場に表示すること。
- (3) 騒音及び振動等の公害の少ない工法を選定し、工事の施行に関して苦情等が発生した場合には、速やかに適切な措置を講ずること。
- (4) 工事用の資材及び機械器具等は、工事区域内で現に工事を施行するために使用する区域（以下「作業区域」という。）内に収め、作業区域外の道路に放置しないこと。
- (5) 掘削した土砂及び工事用の資材並びに機械器具等は、消火栓、制水弁、ガス開閉栓及びマンホール等の所在場所に放置しないこと。
- (6) 路面の排水及び速攻の流水を妨げるものがないよう側溝及びます等の清掃に努めること。
- (7) 路面上においてセメントコンクリート等を混合し、火気を取扱うなど路面を汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (8) 工事が完了した場合には、直ちに仮設物及び発生材その他残存するすべての物件を道路から搬出し、工事のために汚損した路面及び排水施設等を清掃すること。

(工事の施行時期)

第3条 工事は、地域の実情に応じ、行楽シーズン又は年末年始等交通のふくそうする時期を避け、適切な時期に速やかに施行しなければならない。

(工事の施行期間)

第4条 工事の施行期間は、施行前に十分な調査及び準備を行い、設計書、仕様書及び工事の実施方法等を検討のうえ、可能な限り短縮し、早期に完了しなければならない。

(工事の施行時間)

第5条 交通の状況及び工事の実施方法により施行時間を夜間又は昼夜間に限定した場合には、これに従わなければならない。

(道路の付属物等の調査)

第6条 道路工事施行者は、工事を施行しようとする場合には、当該工事による事故を防止するため道路の付属物及び既設の占用物件（以下「道路の付属物等」という。）の有無、位置、構造及び老朽度をあらかじめ調査しなければならない。

2 道路工事施行者等は、前項の調査の結果、道路の付属物等に移設し、防護し、又は補強する必要がある場合は、当該道路の付属物等の管理者と協議しなければならない。

(作業区域)

第7条 道路工事施行者等は、作業区域を設定しようとする場合には、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 掘削位置は、可能な限り路端に寄せること。
- (2) 掘削の幅は、最小限度に止めること。
- (3) 道路の縦断方向の掘削延長は、50メートル以内とすること。ただし、交差点内は、当該道路と交差する道路の幅員の2分の1以下とすること。
- (4) 前号の場合において、2以上の作業区域を同時に設定しようとするときは、掘削の間隔を原則として50メートル以上おくこと。
- (5) 道路の横断方向の掘削延長は、原則として道路の幅員の2分の1以下とすること。

(歩行者対策)

第8条 道路工事施行者等は、作業区域の周辺における歩行者の通行とその安全を確保するために必要があると認める場合又は土僕事務所長（以下「事務所長」という。）が指示した場合には、次の各号に定めるところにより仮歩道を設定し又は確保をしなければならない。

- (1) 仮歩道の幅員は、0.75メートルから1.5メートルまでとする。
- (2) 仮歩道は、防護施設で作業区域と区分し、必要な標示施設及び照明施設を設置すること。

(掘削工事)

第9条 道路工事施行者等は、道路を掘削しようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 道路の付属物等に移設し、又は撤去する必要がある場合には、あらかじめ事務所長の指示を受けること。
- (2) コンクリート平板及び歩車道境界ブロック等は、破損しないように取りはずし、工事が完了するまでの間、紛失しないように保管し、事務所長の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- (3) 舗装道を掘削する場合には、のみ又は切断機でていねいに切り取り周囲に損傷を与えないように掘り起こし、舗装片と下層の土砂と混じらないように堆積すること。
- (4) 掘削は、みぞ掘り若しくはつぼ掘りまたは推進工法若しくはこれに準ずる工法によるものとし、えぐり掘りを行わないこと。
- (5) 道路の横断方向又は交差点内の掘削は、道路の片側を埋め戻し、又は路面覆工を完了した後、他の側の掘削に着手すること。

- (6) 横断歩道又は宅地の出入口等に接する道路の部分を掘削する場合には、歩行者の通行又は宅地の出入りに支障をきたさないように仮橋を設けるなどの措置を講じて通路を確保すること。
- (7) 道路の掘削に伴って生ずるわき水又はたまり水は、ためますに受け土砂類を取り除いた後、適当な方法で附近の排水溝まで誘導して処理すること。

(土留工)

第10条 道路工事施行者等は、道路を掘削しようとする場合には、掘削の規模、工事の実施方法及び土質の状況等を考慮して土留工を施行しなければならない。

(覆工)

第11条 道路工事施行者等は、工事の施行上、覆工施設を設けようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 覆工板は、鋼製又はコンクリート製を使用すること。
- (2) 覆工板は、車両の通行によって移動し、若しくはゆるみが生じ又は支承部から騒音が発生しないように適切な措置を講ずること。
- (3) 覆工板は、道路との間にすき間又は段差が生じないように仮設すること。ただし、すき間又は段差をなくすことが困難の場合には、アスファルト等を詰め道路部と滑らかに接するよう取り付けこと。
- (4) 覆工部は、常時点検し、その機能の維持に努めること。

(道路の復旧方法)

第12条 道路を掘削した後の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とし、静岡県知事と東海電気通信管理局長との間で締結した道路の占用の協議に関する建設省・日本電信電話公社協定及び同細目協定の運用に関する実施協定に規定する道路掘削に伴う道路復旧基準により確実に施行しなければならない。

(工事現場の管理)

第13条 道路工事施行者等は、次の各号に定めるところにより工事現場を管理しなければならない。

- (1) 工事区域内を定期的に巡視し、万一事故が発生した場合又は事故の発生が予想される異常を発見した場合には、直ちに関係機関と協議し事故防止のための措置を講じること。
- (2) 工事用の標識及び仮設物を維持管理すること。
- (3) 土砂等の運搬経路を常に掌握し、落ちこぼれた土砂等の収集に努めること。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から実施する。

## 第 5 承認基準

## 第5 道路工事の設計及び実施計画の承認基準

### 1. 法敷の埋立て工事に関する基準

(1) 一般的な埋立て工事は、次のとおりとする。

イ、法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行させ、当該法敷の末端に土留め施設を設けさせるものとする。

ロ、路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に規格のU型側溝を設けさせるものとする。ただし、既設側溝と新設側溝との間隔が1メートル以下となり、通水断面が規格のU型側溝より小さい場合には、既設側溝を取り除き、良質材料で十分に突き固め、現道の横断勾配に合うよう舗装（路肩舗装工）させることができる。（標準図-1・2）

なお、地形の状況その他の事情によりやむを得ず規格のU型側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に縁石を設けさせ、縁石と既設側溝の間を舗装（路肩舗装工又は簡易舗装工）させるものとする。（標準図-3）

ハ、路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けさせるものとする。（標準図-4）

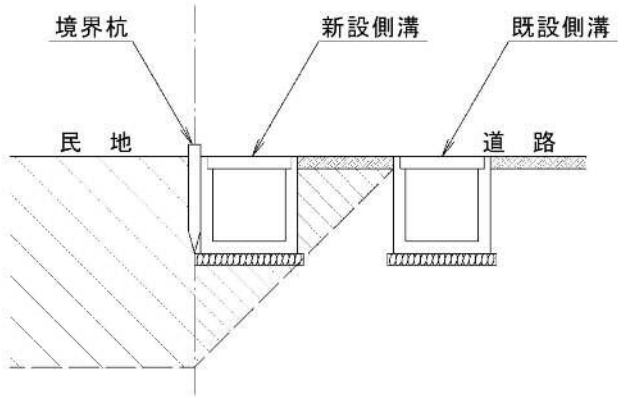
ニ、側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けさせるものとする。（標準図-5）

ホ、民地への出入口以外の箇所は、新設側溝の民地側外壁に沿い柵又は縁石を設けさせるものとする。ただし、地形上又は民地内の施設により車両の出入ができない構造となっている場合は、この限りでない。

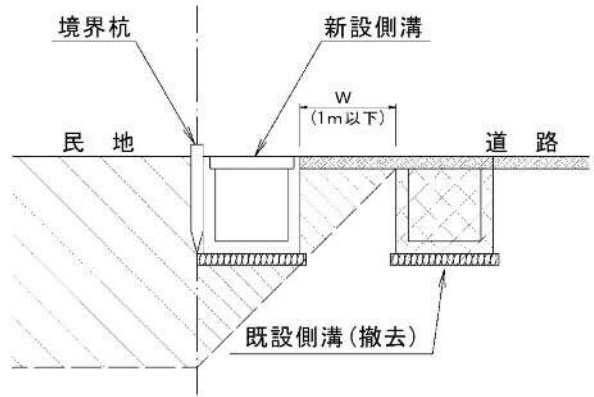
ヘ、埋立て箇所の隣接地に側溝等の流末処理施設がなく、かつ、地形の状況でやむを得ず民地の排水を新設側溝に流す場合には、流末処理について隣接地主の同意書を取らせるものとする。

ト、埋立て箇所の両端には、市が交付する境界標柱（杭）を設置させるものとする。

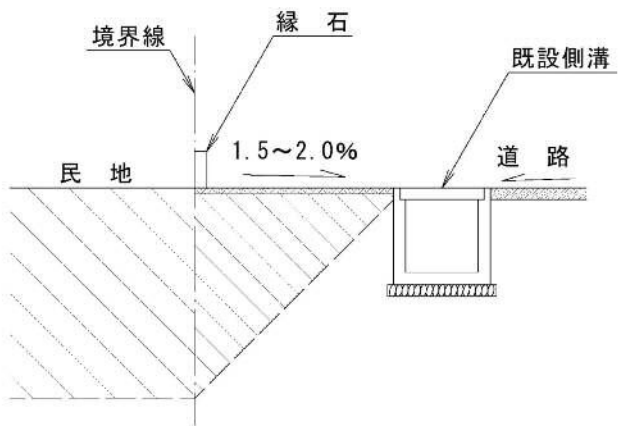
(標準図-1)



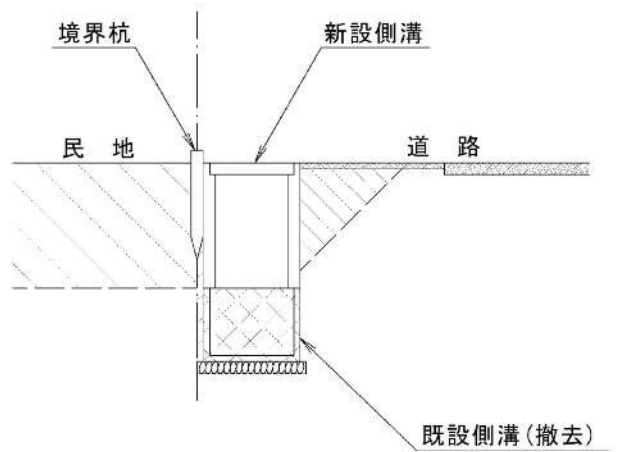
(標準図-2)



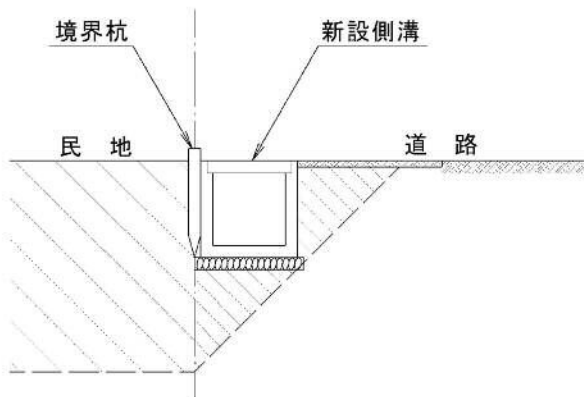
(標準図-3)



(標準図-4)



(標準図-5)



(2) 路面より高く民地を埋立てる工事は、次のとおりとする。

イ、法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行させ、当該法敷の末端に土留め施設を設けさせるものとする。

ロ、路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に規格のU型側溝を設けさせものとする。ただし、既設側溝と新設側溝との間隔が1メートル以下となり、通水断面が規格のU型側溝より小さい場合には、既設側溝を取り除き、良質材料で十分に突き固め、現道の横断勾配に合うよう舗装（路肩舗装工）させることができる。（標準図－1・2）

ハ、路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けさせるものとする。（標準図－3）

ニ、側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けさせものとする。（標準図－4）

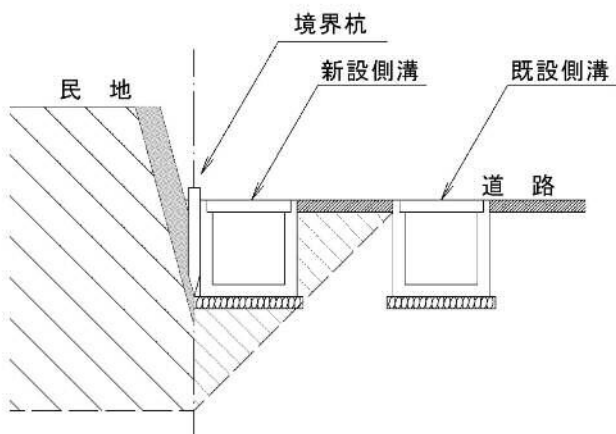
ホ、道路敷地に隣接する部分の埋立ては、土砂の流失を防ぐため側溝の外壁に沿い民地側へ幅0.3メートル以上の範囲を現道の横断勾配に合うよう施行させるものとする。ただし、土砂流失防止の構造物を設ける場合には、この限りでない。（標準図－5）

ヘ、埋立て箇所の隣接地に側溝等の流末処理施設がなく、かつ、地形の状況でやむを得ず民地の排水を新設側溝に流す場合には、流末処理について隣接地主の同意書を取らせるものとする。

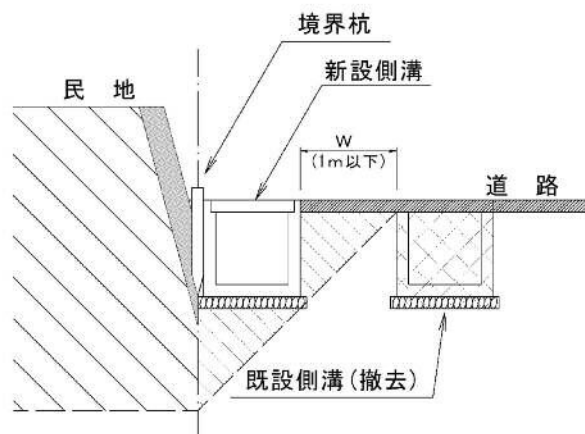
ト、埋立て箇所の両端には、市が交付する境界標柱（杭）を設置させるものとする



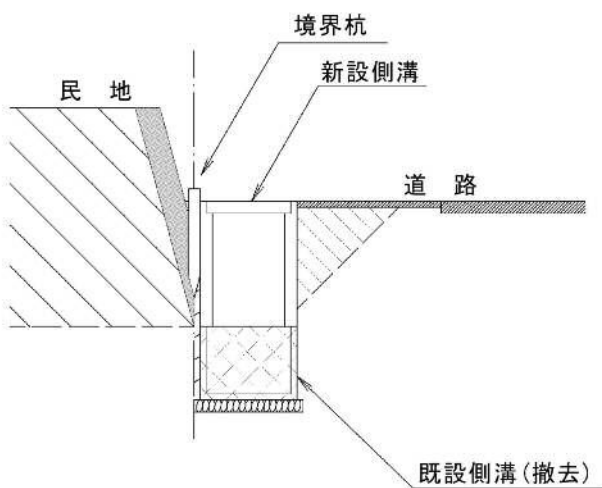
(標準図-1)



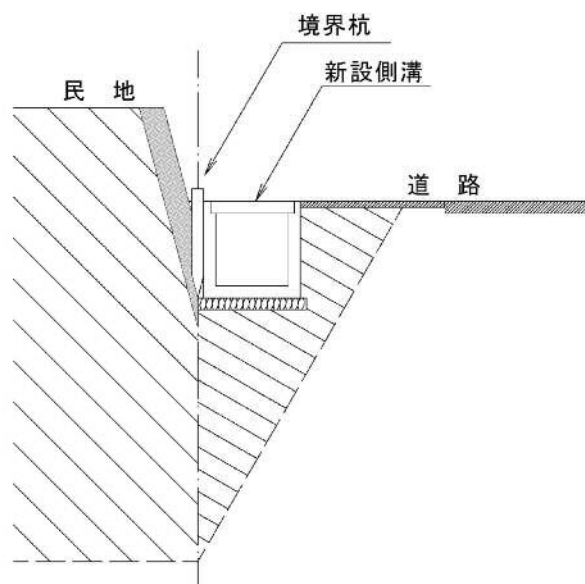
(標準図-2)



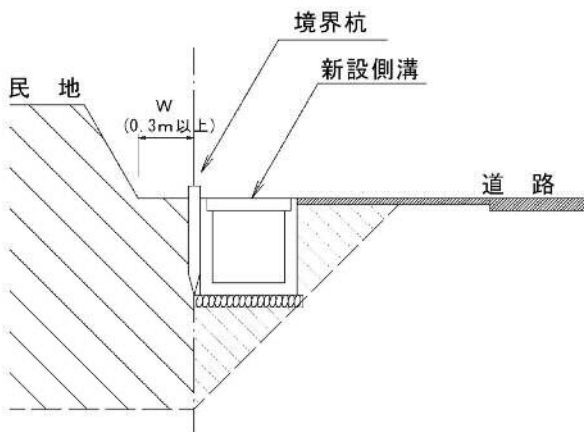
(標準図-3)



(標準図-4)



(標準図-5)



(3) 路面より低く民地を埋立てる工事は、次のとおりとする。

イ、法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則としてコンクリート張り、アスファルト張り又は芝張りとし、一割五分以上の横断勾配で施行させ、当該法敷の末端に土留め施設を設けさせるものとする。

ロ、路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に原則として規格のトラフ側溝を設けさせるものとする。(標準図-1)

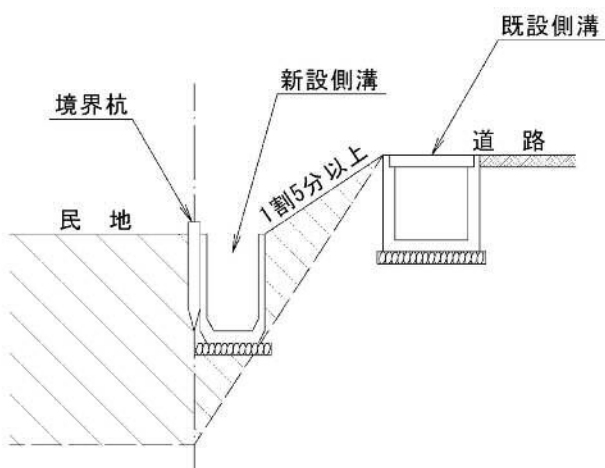
ハ、路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けさせるものとする。(標準図-2)

ニ、側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線沿い道路敷地側に原則として規格のトラフ側溝を設けさせるものとする。(標準図-3)

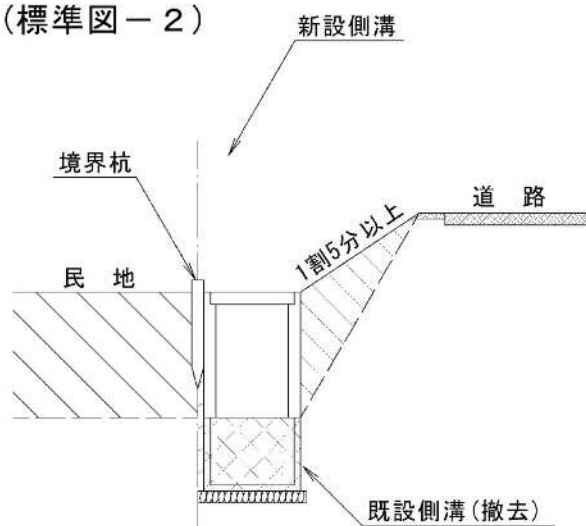
ホ、埋立て箇所の隣接地に側溝等の流末処理施設がなく、かつ、地形の状況でやむを得ず民地の排水を新設側溝に流す場合には、流末処理について隣接地主の同意書を取らせるものとする。

ヘ、埋立て箇所の両端には、市が交付する境界標柱(杭)を設置させるものとする。

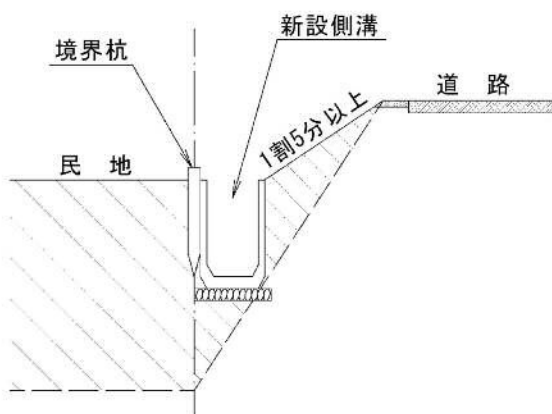
(標準図一 1)



(標準図一 2)



(標準図一 3)



(4) 側溝幅に満たない法敷を埋立てる工事は、次のとおりとする。

イ、法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行させ、当該法敷の末端に土留め施設を設けさせるものとする。

ロ、路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に縁石を設けさせ、縁石と既設側溝の間を舗装（路肩舗装工又は簡易舗装工）させるものとする。（標準図－1）

ハ、路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けさせるものとする。（標準図－2）

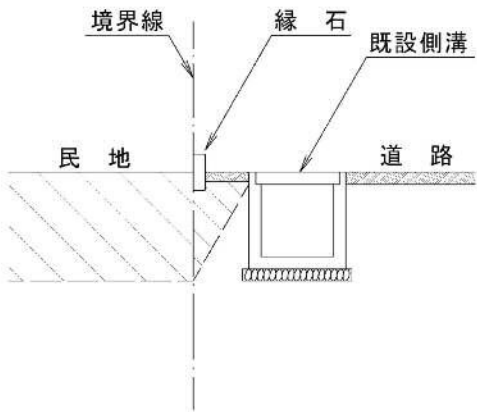
ニ、側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けさせものとする。（標準図－3）

ホ、民地への出入口以外の箇所は、新設側溝の民地側外壁に沿い柵又は縁石を設けさせるものとする。ただし、地形上又は民地内の施設により車両の出入ができない構造となっている場合は、この限りでない。

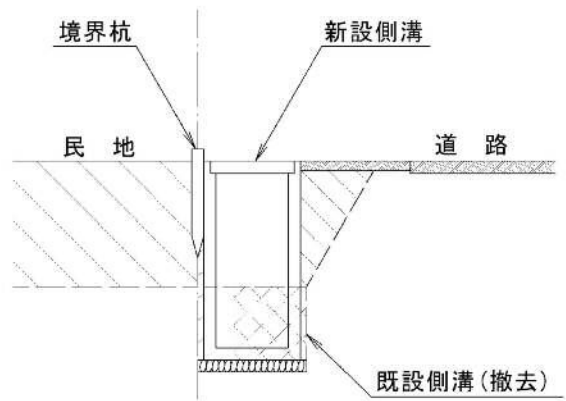
ヘ、埋立て箇所の隣接地に側溝等の流末処理施設がなく、かつ、地形の状況でやむを得ず民地の排水を新設側溝に流す場合には、流末処理について隣接地主の同意書を取らせるものとする。

ト、埋立て箇所の両端には、市が交付する境界標柱（杭）を設置させるものとする。

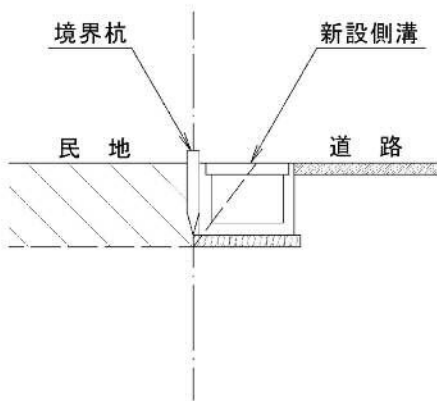
(標準図一)



(標準図二)



(標準図三)



(5) 擁壁と隣接した民地を埋立てる工事は、次のとおりとする。

イ、法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行させ、当該法敷の末端に土留め施設を設けさせるものとする。

ロ、路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に縁石を設けさせ、縁石と既設側溝の間を舗装（路肩舗装工又は簡易舗装工）させるものとする。（標準図－1）

ハ、路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けさせるものとする。なお、構造上支障がない場合には、擁壁を側溝壁として利用できる。（標準図－2・3）

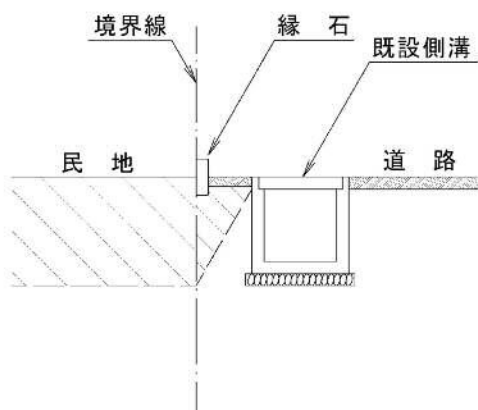
ニ、側溝がない箇所の埋立ては、原則として既設の擁壁の上部を取り除き、道路敷地と民地との境界線沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けさせものとする。ただし、擁壁が側溝壁として利用できる場合には、規格のU型側溝の断面と同程度のコンクリート側溝を設けさせることができる。（標準図－4・5）

ホ、民地への出入口以外の箇所は、新設側溝の民地側外壁に沿い柵又は縁石を設けさせるものとする。ただし、地形上又は民地内の施設により車両の出入ができない構造となっている場合は、この限りでない。

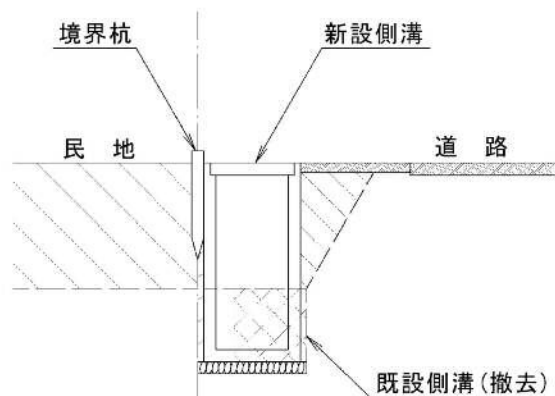
ヘ、埋立て箇所の隣接地に側溝等の流末処理施設がなく、かつ、地形の状況でやむを得ず民地の排水を新設側溝に流す場合には、流末処理について隣接地主の同意書を取らせるものとする。

ト、埋立て箇所の両端には、市が交付する境界標柱（杭）を設置させるものとする。

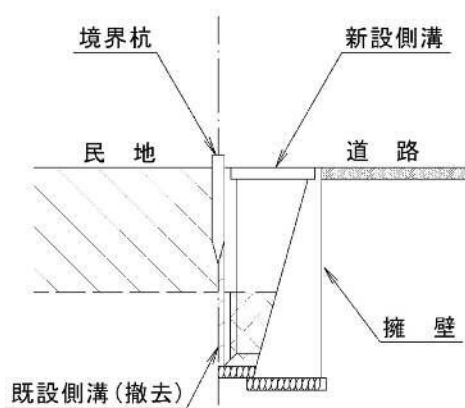
(標準図-1)



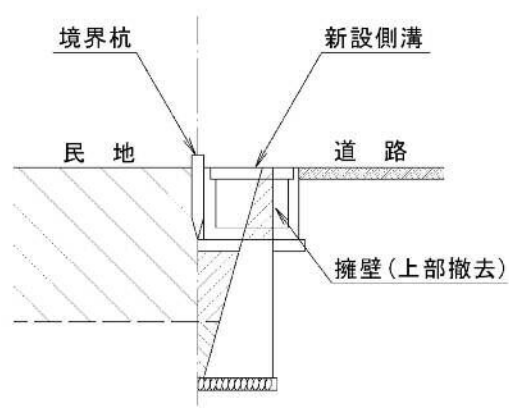
(標準図-2)



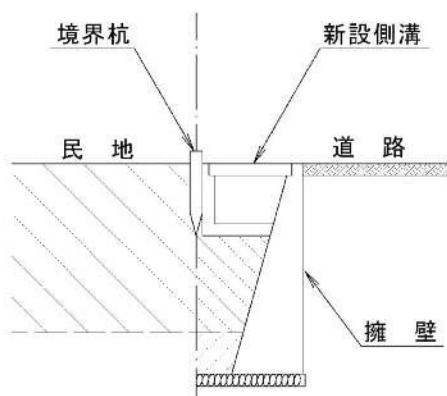
(標準図-3)



(標準図-4)



(標準図-5)



(6) 給油所その他これに類する施設を建設するための埋立て工事は、次のとおりとする。

イ、法敷の埋立ては、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行させ、当該法敷の末端に土留め施設を設けさせるものとする。

ロ、路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に縁石を設けさせ、縁石と既設側溝の間を舗装（路肩舗装工又は簡易舗装工）させるものとする。（標準図－1）

ハ、路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を取り除き、通水断面を考慮したコンクリート側溝を設けさせるものとする。なお、構造上支障がない場合には、擁壁を側溝壁として利用できる。（標準図－2・3）

ニ、側溝がない箇所の埋立ては、原則として既設の擁壁の上部を取り除き、道路敷地と民地との境界線沿い道路敷地側に原則として規格のU型側溝を設けさせものとする。ただし、擁壁が側溝壁として利用できる場合には、規格のU型側溝の断面と同程度のコンクリート側溝を設けさせることができる。（標準図－4・5）

ホ、民地への出入口以外の箇所は、新設側溝の民地側外壁に沿い柵又は縁石を設けさせるものとする。ただし、地形上又は民地内の施設により車両の出入ができない構造となっている場合は、この限りでない。

ヘ、埋立て箇所の隣接地に側溝等の流末処理施設がなく、かつ、地形の状況でやむを得ず民地の排水を新設側溝に流す場合には、流末処理について隣接地主の同意書を取らせるものとする。

ト、埋立て箇所の両端には、市が交付する境界標柱（杭）を設置させるものとする。

## ○危険物の規制に関する政令（抄）

（給油取扱所の基準）

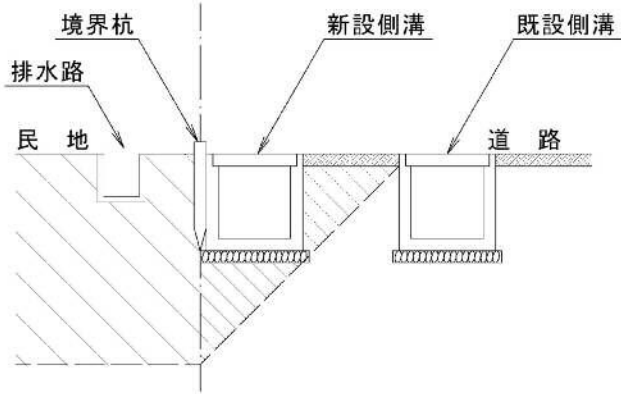
第17条 第3条〔取扱所の区分〕第1号の給油取扱所のうち屋外に設置するものの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 給油取扱所には、自動車等に直接給油するための固定された給油設備（以下この条及び第27条〔取扱いの基準〕において「固定給油設備」という。）の周囲に、自動車等に直接給油し及び給油を受ける自動車等が出入するための、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の空地进行を保有すること。

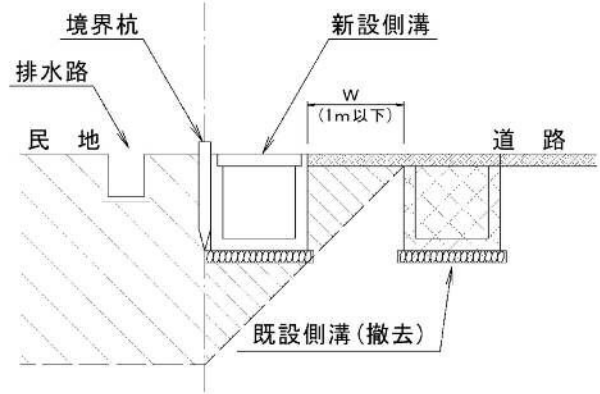
(2) 第1号の空地には、もれた油その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝及び油分分離装置を設けること。



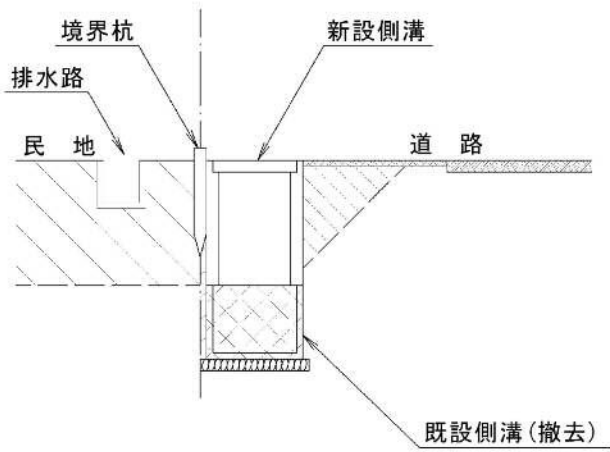
(標準図-1)



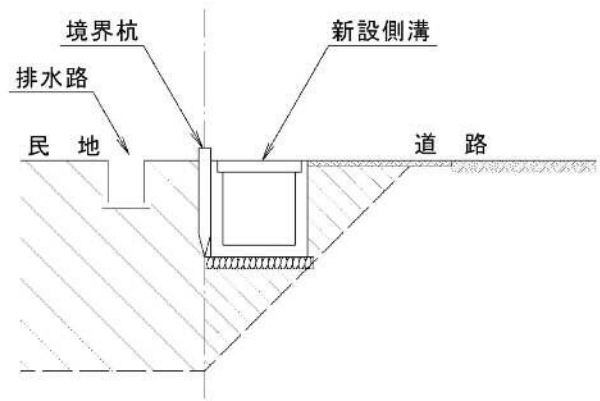
(標準図-2)



(標準図-3)



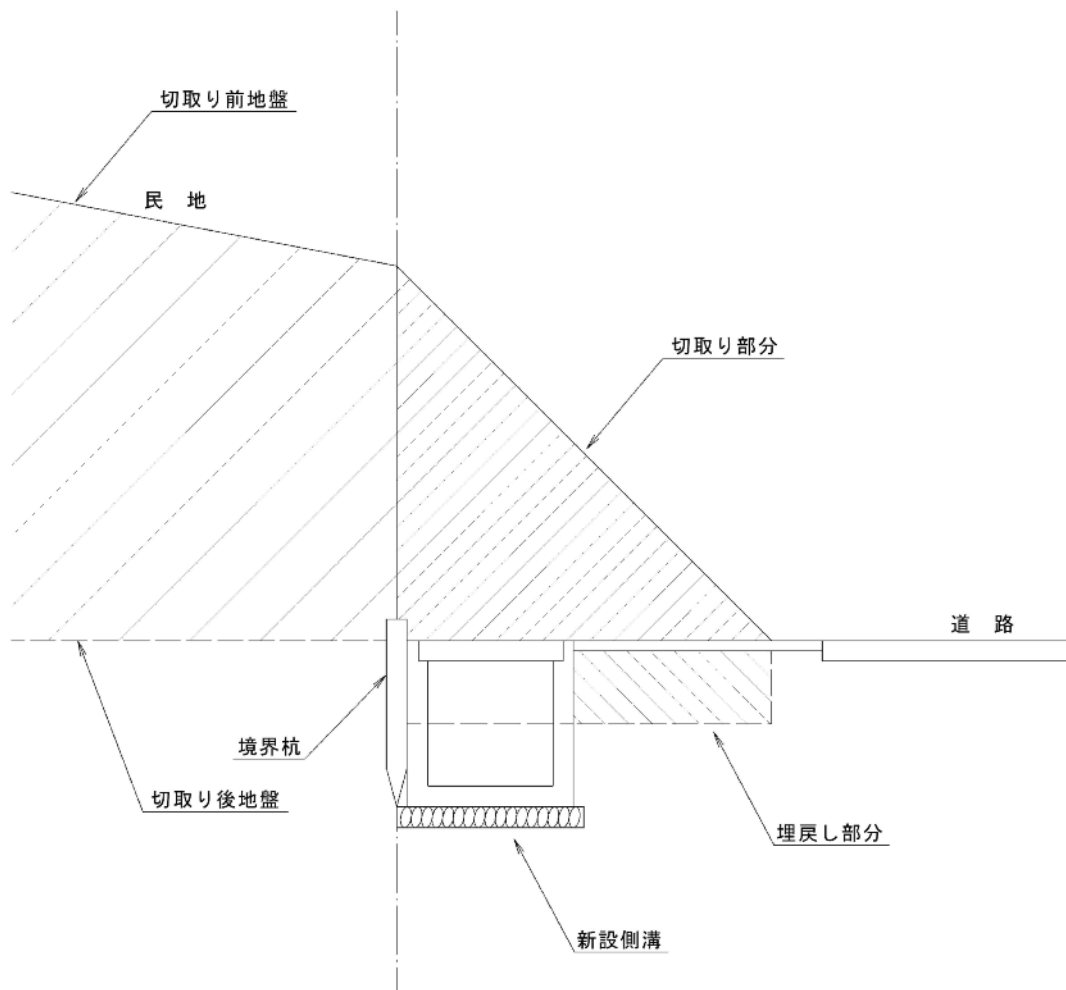
(標準図-4)



## 2. 法敷の切取り工事に関する基準

- (1) 法敷の切取りは、現道の路面より低く切取り、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行せるものとする。(標準図-1)
- (2) 上記(1)以外のほか「法敷の埋立て工事に関する基準」を準用して施行させるものとする。
- (3) 法敷の切取りによる土砂等の処理方法は、その都度指示するものとする。

(標準図-1)

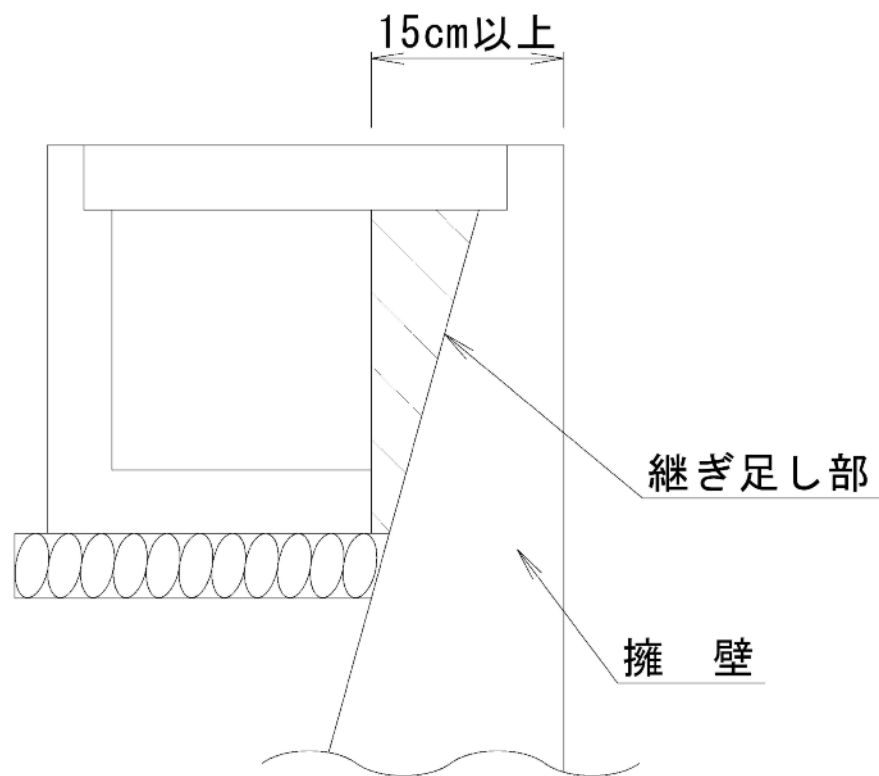


### 3. 側溝の新設工事に関する基準

(1) 側溝の規格は、図-1 を標準とする。なお、既設側溝の断面等により規格の側溝が不適当な場合には、その都度通水断面を検討のうえコンクリート側溝を設けさせるものとする。

(2) 擁壁を継ぎ足して側溝を設ける場合の継ぎ足し部の根入れは、規格のU型側溝の断面と同程度の深さ又はそれ以上の深さで施行させるものとする。(標準図-2)

(標準図-2)



## 4. 路肩の舗装工事に関する基準

(1) 路肩の舗装の構成は、下表に示す値を標準とする。

イ 車道が高級舗装の場合

条件工種	路肩幅	厚さ
表層工	1.25m以下	車道と同じ
	1.26m以上	車道が2層の場合・・・3cmと5cm 車道が1層の場合・・・3cm
上層路盤工	1.25m以下	車道と同じ
	1.26m以上	10cm

ロ 車道が高級舗装以外の場合には、車道と同じ構造とする。

## 5. 歩道等乗入れ工事に関する基準

(1) 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道とのすりつけ構造は、標準図－1～3を標準とする。

(2) 乗入れ口は、車道と直角に設けさせるものとする。ただし、乗入れ口が2箇所以上となる場合には、斜め乗入れ（45度以上）することができる。（標準図－4参照）

(3) 同一施設における乗入れ口の数量は、下表に示す値を標準とし、乗入れ口相互の間隔は5メートル以上とする。ただし、間口が15メートル以上30メートル未満の給油所、駐車場、大型車両又は貨物車両の出入りが多い工場、その他これらに類する施設においては、乗入れ口を2箇所とすることができる。

間口	箇所数
30m未満	1
30m以上 50m未満	2以下
50m以上 100m未満	3以下
100m以上	4以下

(4) 乗入れ施設の乗入れ幅及び舗装構成の標準は、下表1及び2のとおりとする。ただし、乗用車のみが出入りする住宅の乗入れ施設にあっては、乗入れ幅を必要最小限とし、既設の歩道等の構造との整合上、やむを得ない場合を除き、舗装厚は減じないものとする。

表1(乗入れ幅)

車種	標準図-1~3	標準図-4
	幅員	幅員
乗用車・小型貨物自動車用	6m 以内	—
普通貨物自動車用 (6.5t 積以下)	8m 以内	7m 以内
大型・中型貨物自動車用 (6.5t 積を超えるもの)	12m 以内	8m 以内

※表1の幅員を超える場合は、理由書、土地の利用計画図、車両の軌跡図を考慮して、必要最低限の幅員とすることができる。

表2(舗装構成)

	乗用車・小型貨物自動車用	普通貨物自動車用	大型・中型貨物自動車用
アスファルト舗装	<p>50 150 200</p> <p>密粒度アスコン クラッシャーラン (40~0)</p>	<p>50 50 250 350</p> <p>密粒度アスコン 粗粒度アスコン クラッシャーラン (40~0)</p>	<p>50 50 50 300 450</p> <p>密粒度アスコン 粗粒度アスコン 粗粒度アスコン クラッシャーラン (40~0)</p>
セメントコンクリート舗装	<p>150 100 250</p> <p>セメントコンクリート クラッシャーラン (40~0)</p>	<p>200 200 400</p> <p>セメントコンクリート クラッシャーラン (40~0)</p>	<p>250 250 500</p> <p>セメントコンクリート クラッシャーラン (40~0)</p>
インターロッキング舗装	<p>80 30 150 260</p> <p>ブロック サンドクッション クラッシャーラン (40~0)</p>	<p>80 20 100 100 300</p> <p>ブロック サンドクッション 瀝青安定処理 クラッシャーラン (40~0)</p>	<p>80 20 100 200 400</p> <p>ブロック サンドクッション 瀝青安定処理 クラッシャーラン (40~0)</p>

- 注) ① コンクリート舗装の場合の生コンクリートの強度は(設計基準強度)  $\sigma 28 = 21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。  
 ② 路床土は良質土を用いるものとする。  
 ③ アスファルト舗装要綱及びコンクリート舗装要綱によるものとする。  
 ④ インターロッキング舗装は、インターロッキングブロック舗装設計施工要領によるものとする。  
 ⑤ 特殊車両のインターロッキング舗装の舗装構成は、別途検討するものとする。  
 ⑥ 大型・中型貨物自動車の乗入れ口においては、出入車両の軸重及び出入頻度から、この舗装構成によれないと判断したときは、別途算定し決定するものとする。

(5) 一時的に工事用搬入路を設けるための歩道乗入れ施設は、乗入れ幅及び切下げ幅を必要最小限とし、当該施設の舗装構造を表 2 に示す普通貨物自動車用と同程度の舗装厚で設けさせるものとする。

(6) 乗入れ口の側溝蓋は、道路管理者が指定する側溝蓋(車両用)を設けさせるものとする。なお、重車両が乗入れする箇所(表 2 に示す、大型・中型貨物自動車の欄を適用する箇所)の L 型側溝については補強することとし、その構造は標準図-5 を標準とする。

(7) 乗入れ口の設置場所は、原則として、次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥について、また、所管警察署長との間で、その設置について協議が整った場合には、①及び⑤について、それぞれ適用しないことができるものとする。

なお、駐車場法施行令第 6 条に規定する路外駐車場の出入口については、同令第 7 条により禁止区域が定められているので留意すること。

- ① 横断歩道及び前後 5m 以内の部分
- ② トンネル、洞門等の前後各 50m 以内の部分
- ③ バス停留所、路面電車の停留所、ただし停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各 10m 以内の部分
- ④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分
- ⑤ 交差点(総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう)及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く
- ⑥ バス停車帯の部分
- ⑦ 橋の部分
- ⑧ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く

(8) 施設の出入口について他の法令で定めがある場合には、当該法令の基準によるほか、本基準の趣旨により適切な工事承認を行うものとする。

○駐車場法(昭和三十二年五月十六日)(法律第百六号)

第二条

二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

○駐車場法施行令(昭和三十二年十二月十三日)(政令第三百四十号)

(適用の範囲)

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)

ニ 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とするこ

と。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又は口に掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又は口に定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) 一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 道路交通法第四十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分(同項第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。)

二 橋

三 幅員が六メートル未満の道路

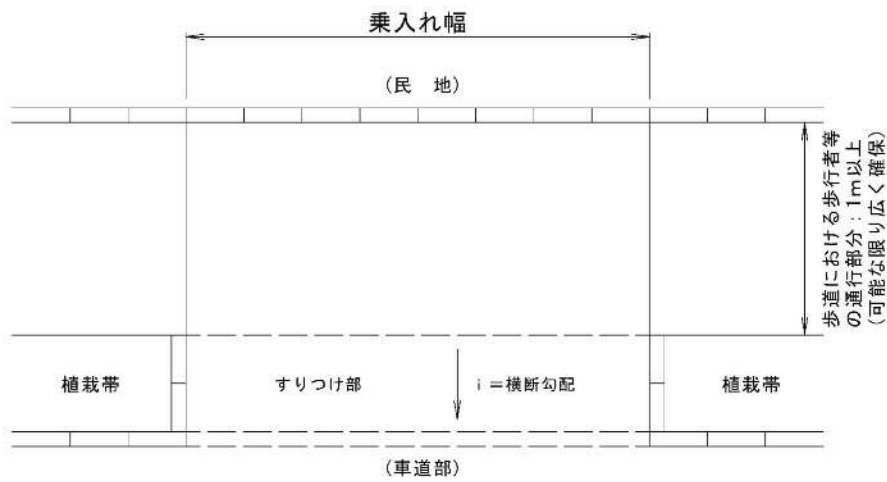
3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号に掲げる道路の部分(トンネルを除く。)又は同項第三号に掲げる道路に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

(昭三五政三〇二・昭四六政二五三・平一〇政三七二・平一一政三八四・平一二政三一二・平一六政二一九・平一八政三五〇・平一九政五五・平一九政三六三・平二四政二六・平二六政四一二・平二七政四二一・平二九政六三・平三〇政三五四・令二政三二三・一部改正)



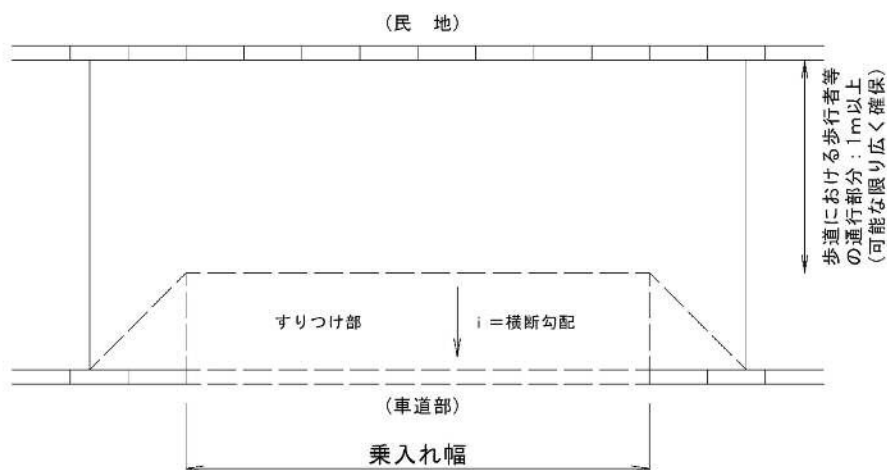
標準図－1 植栽帯等の範囲内ですりつけを行う構造



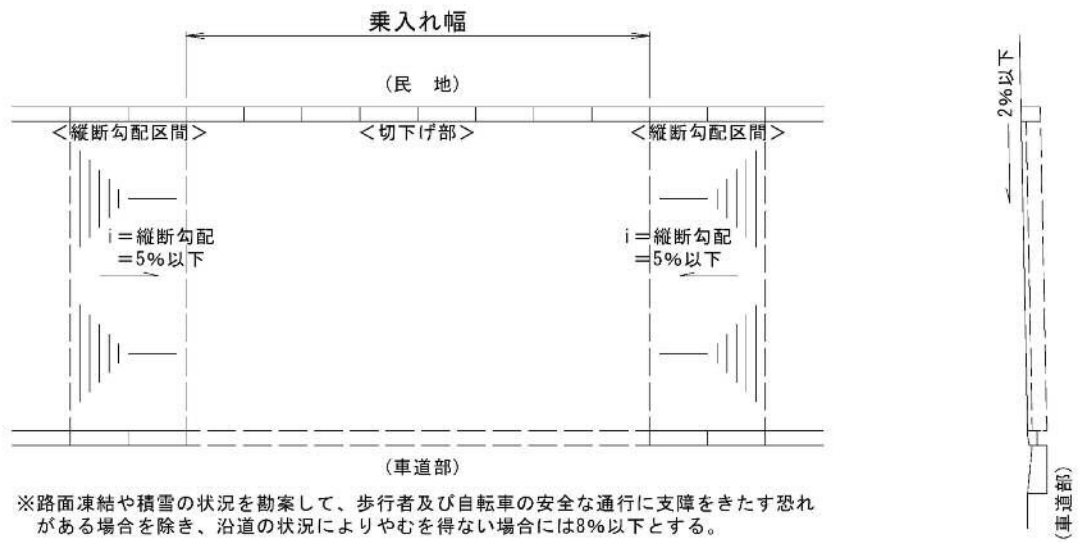
※車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じて隅切り等を行う。



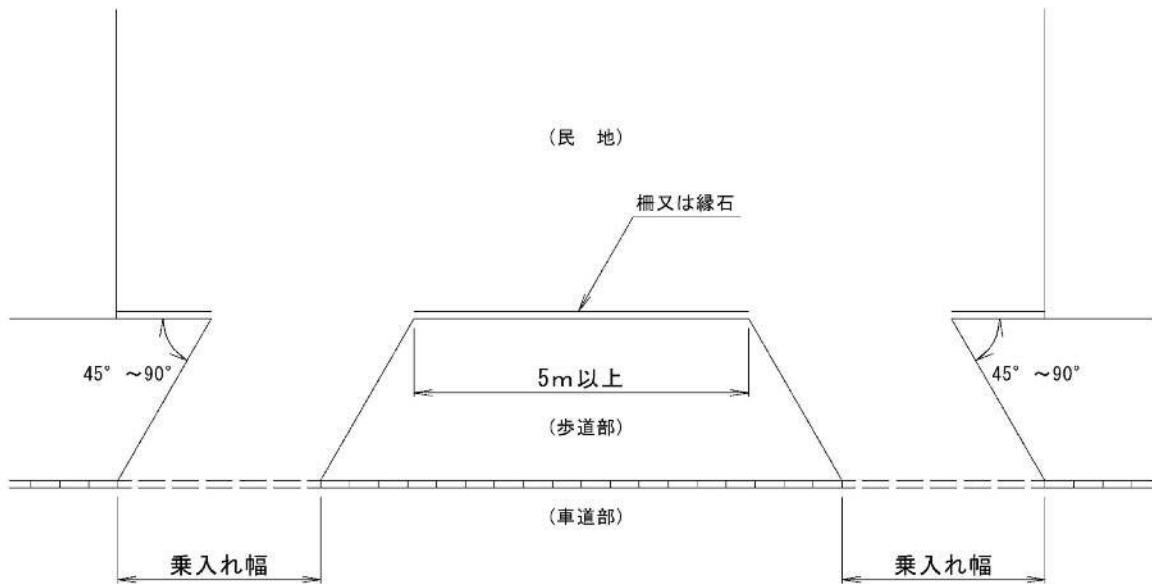
標準図－2 歩道等内にすりつけを行う構造



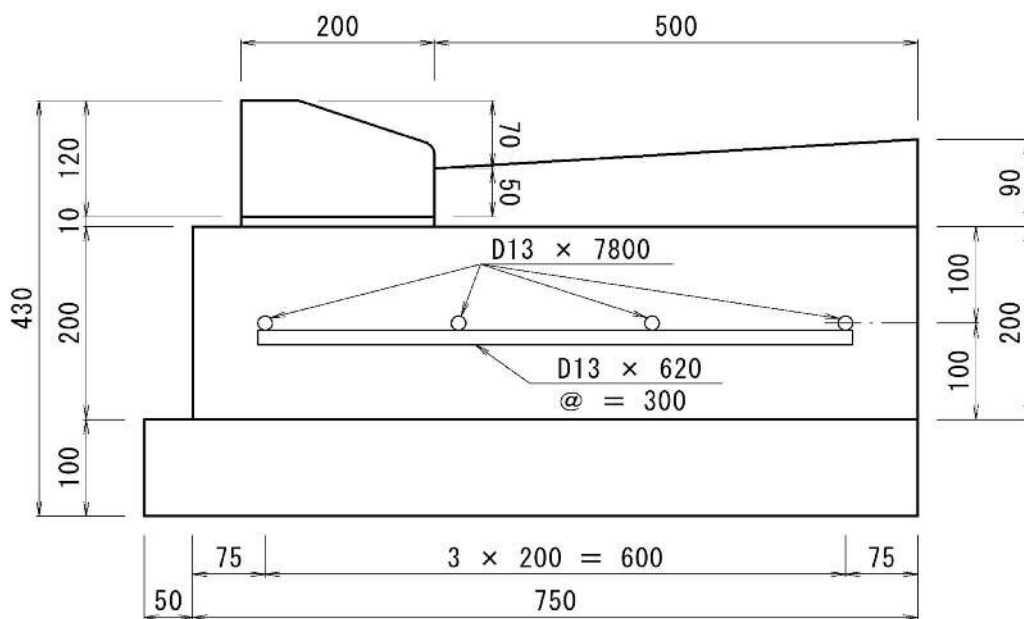
標準図－3 歩道等の全面切下げを行う構造



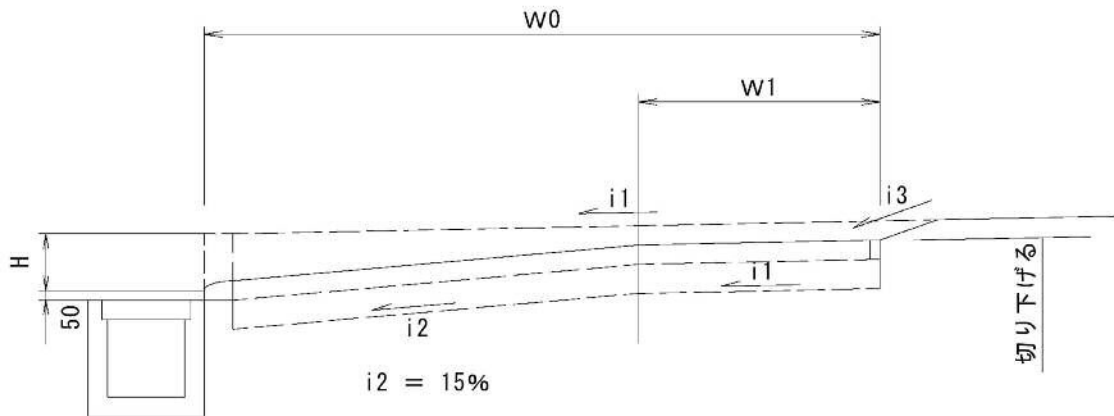
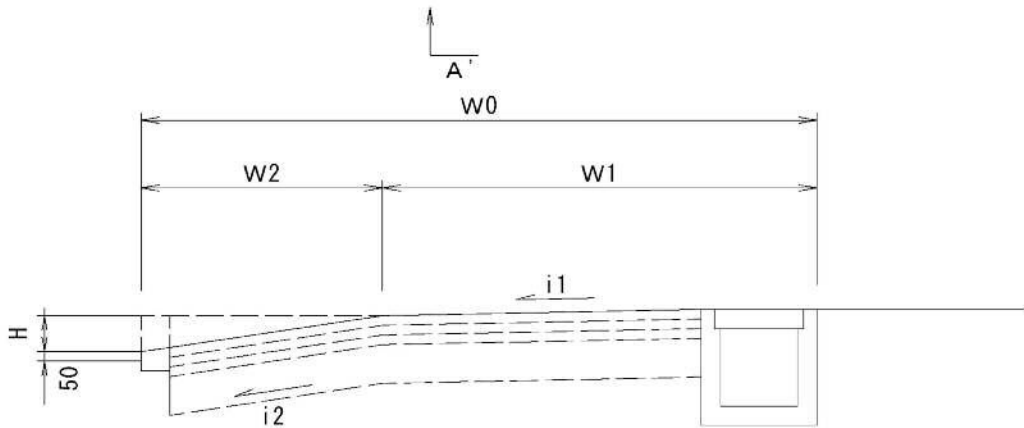
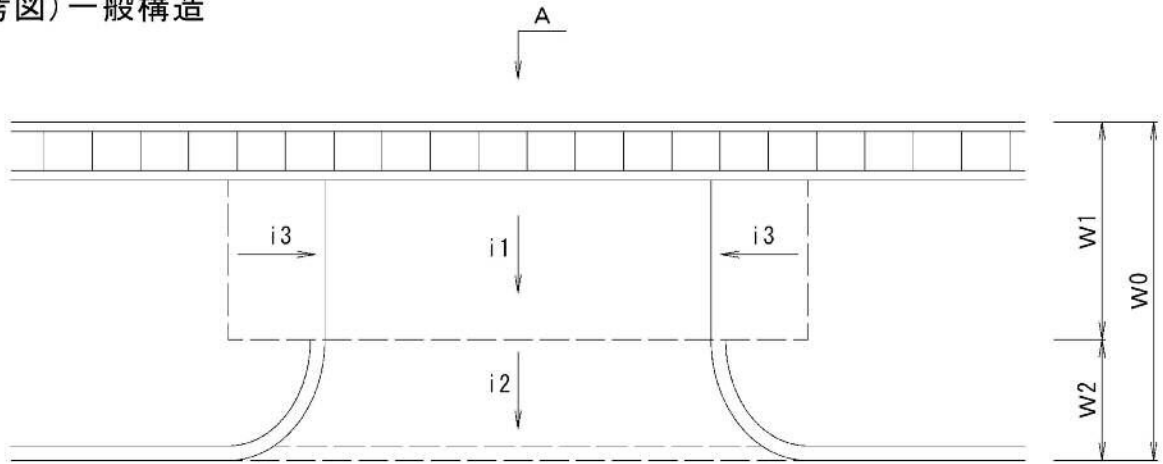
標準図－4 斜め乗入れを行う構造



標準図－5 重車両が乗入れするL型側溝の構造



(参考図) 一般構造



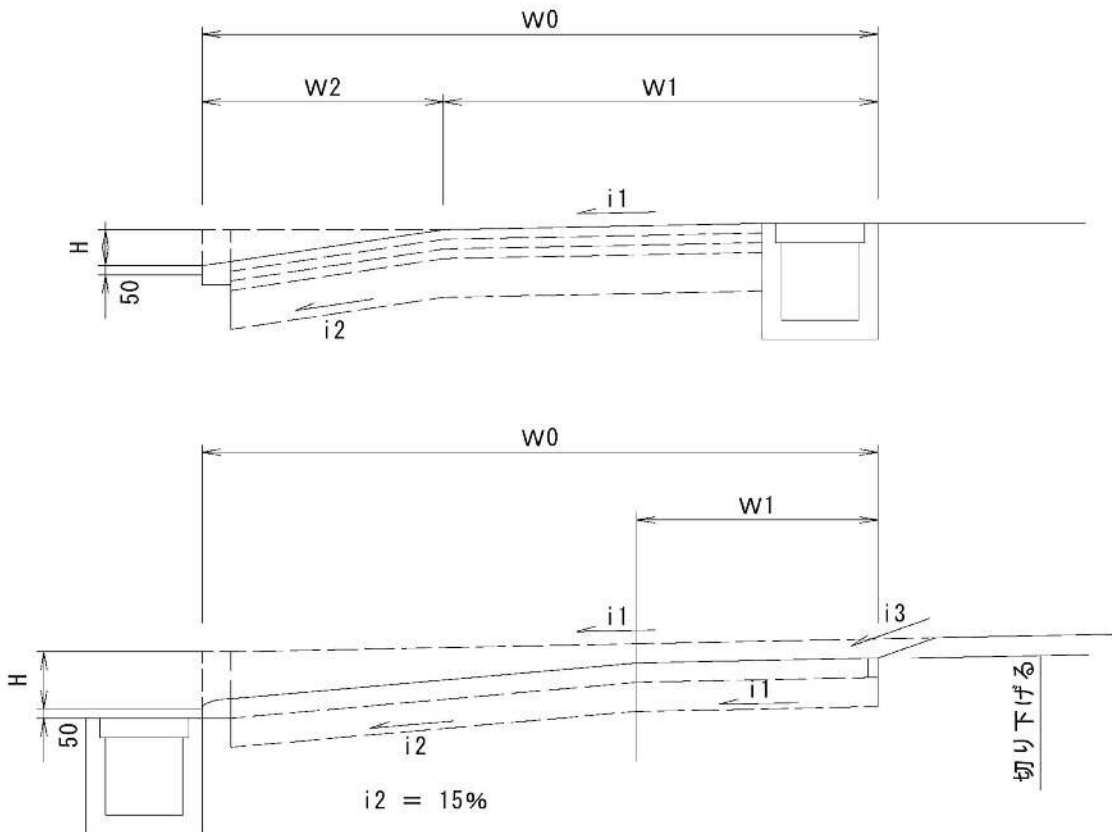
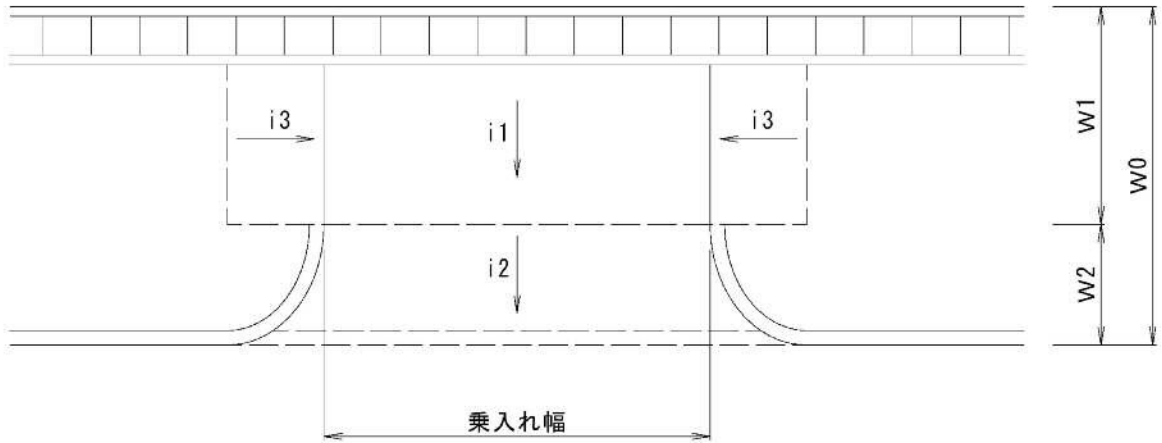
$W0$  : 歩道又は自歩道の総幅員       $i1$  : 標準横断勾配 (2.0%)  
 $W1$  : 標準横断勾配を確保する幅員       $i2$  : 車両出入りの為のすりつけ勾配  
 $W2$  : 車両出入りの為のすりつけ幅員       $i3$  : 出入口部と歩道部との段差のすりつけ勾配

(1) 設計条件

原則として次の条件を満足するように設計する。

- 1  $i2$ の条件  $i2=15\%$ 以下
  - ・特殊縁石を用いる場合は10%以下とする。
- 2  $W1$ の条件  $W1 \geq 1.0\text{m}$  (横断勾配2%を標準)
  - ・車いすの通行幅を確保することとする。
  - ・ $W1$ 確保のため、必要に応じ、民地側ですりつける等の措置を講ずる。
  - ・歩道幅員が十分に確保される場合には、 $W1 \geq 2.0\text{m}$ 以上とする。
- 3  $i3$ の条件  $i3 \leq 5\%$ 
  - ・沿線状況等によりやむを得ない場合は8%以下。
  - ・ $W1$ 区間の横断勾配を適切に確保するため、 $FH$ を低くする必要がある場合の例。

# 標準図-1



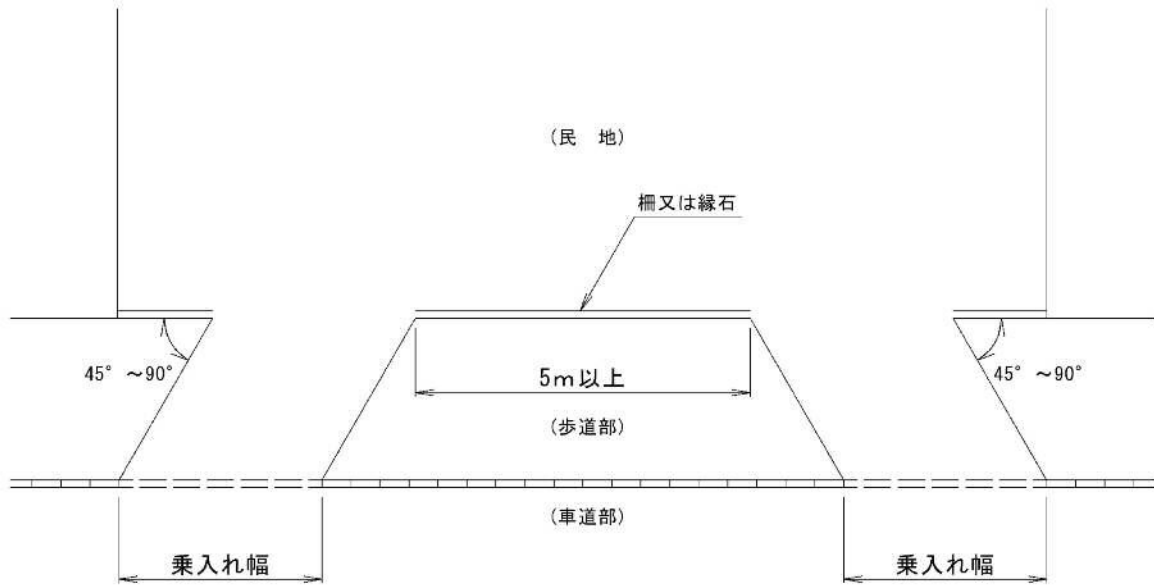
$W_0$  : 歩道又は自歩道の総幅員       $i_1$  : 標準横断勾配 (2.0%)  
 $W_1$  : 標準横断勾配を確保する幅員       $i_2$  : 車両出入りの為のすりつけ勾配  
 $W_2$  : 車両出入りの為のすりつけ幅員       $i_3$  : 出入口部と歩道部との段差のすりつけ勾配

## (1) 設計条件

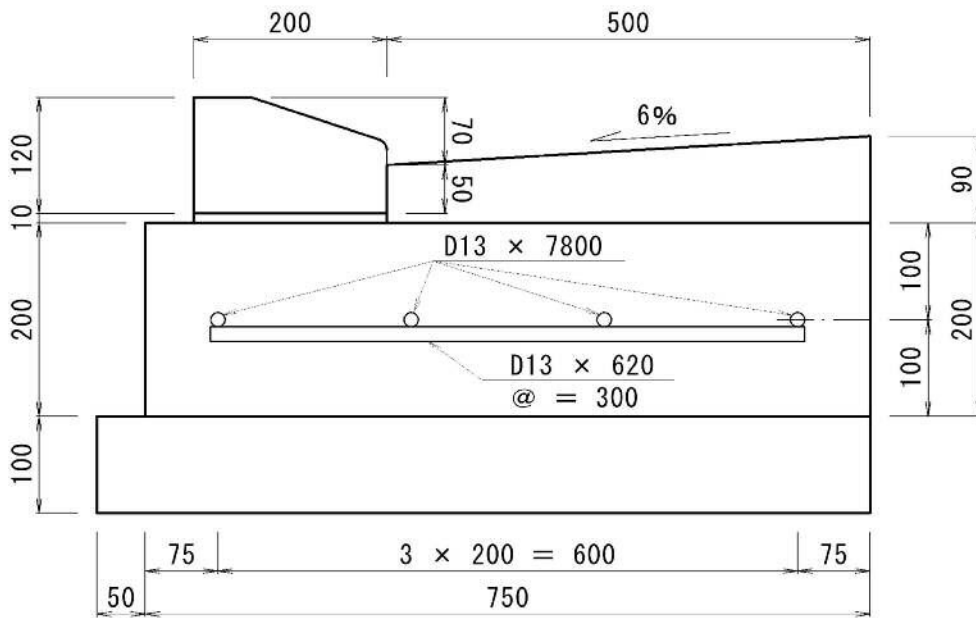
原則として次の条件を満足するように設計する。

- 1  $i_2$ の条件  $i_2 = 15\%$ 以下
- 2  $W_1$ の条件  $W_1 \geq 1.0\text{m}$  (横断勾配2%を標準)
  - ・車いすの通行幅を確保することとする。
  - ・ $W_1$ 確保のため、必要に応じ、民地側ですりつける等の措置を講ずる。
- 3  $i_3$ の条件  $i_3 \leq 8\%$ 
  - ・ $W_1$ 区間の横断勾配を適切に確保するため、FHを低くする必要がある場合の例。

標準図－２



標準図－３



※重車両の乗入れ部を考慮したものである。

## ○駐車場法施行令（抄）

（適用の範囲）

第6条 この節の規程は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものに適用する。

（自動車の出口及び入口）

第7条 自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第2条第1号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路の部分、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入から20メートル以内の道路の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向に分離されている道路以外の道路にあつてはね当該出入口の反対側及びその左右20メートル以内の道路の部分を含む。）陸橋の下、橋、トンネル、幅員が6メートル未満の道路又は縦断勾配10パーセントをこえる道路には設けてはならない。

2 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。

3 自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上としなければならない。

4 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要がある時は、すみ切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上としなければならない。

## ○危険物・規制に関する規則

(給油取扱所の基準)

第 17 条 第 3 条〔取扱所の区分〕第 1 号の給油取扱所のうち屋外に設置するものの位置、構造及び設備のき技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 給油取扱所には、自動車等に直接給油するための固定された給油設備（以下この条及び第 27 条〔取扱いの基準〕において「固定給遊設備」という。）の周囲に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入するための、間口 10 メートル以上、奥行 6 メートル以上の空地进行を保有すること。



## 6. 道路の取付け工事に関する基準

### (1) 適用範囲

この基準は、市町村道その他これに類する道路を取り付けよる場合に適用する。なお、静岡県土地利用委員会の承認に係るものについては、当該基準のほか静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱の基準が適用されることになる。

### (2) 事務処理上の取扱い方法

他の道路管理者、都市計画事業者又は土地区画整理事業者が道路を取付ける場合には、協議事項として取扱、その他の場合には、承認申請事項として取扱うものとする。

### (3) 接続部付近の取付道路の構造は、次のとおりとする。

イ、本線との接続部から原則として20メートルの区間は、二車線区分（車道幅員5.5メートル）以上とする。（標準図－1）

ロ、本線との接続部から原則として15メートルの区画は、舗装道とする。（標準図－2）

ハ、接続部の隅切り長は、下表に示す値を標準とする。

種別	1級	2級	3級	4級
1級	12m	10m	3m	1m
2級	10m	10m	3m	3m
3級	3m	3m	5m	3m
4級	1m	3m	3m	3m

（注）種別は、道路構造令第3条に基づく道路の区分による。

ニ、原則として本線との接続部から下表に示す区間は、縦断勾配を2.5%以下とし、接続部から40メートル以内の変化点には、縦断曲線を設けさせるものとする。

道路規格	取り付け部分の区間
3種1級・3種2級・4種1級	40m
3種3級・4種2級	35m
3種4級・4種3級	15m
3種5級	10m
4種4級	6m

（注）種別は、道路構造令第3条に基づく道路の区分による。

ホ、本線との接続部を確認できる距離は、原則として下表の値以上とする。

設計速度 (km/h)		20	30	40	50m	60	80
信号制御	第 3 種	60m	100m	140m	180m	240m	350m
	第 4 種	40m	70m	100m	130m	170m	—
一時停止制御交差点		20m	35m	55m	75m	105m	—
制御のない交差点		20m	30m	40m	55m	75m	110m

へ、交差角は、極力直角に近い角度とする。

ト、取付道路の排水は、本線の排水路に流さないよう措置させるものとする。ただし、地形上その他事情やむを得ない場合には、流量を検討のうえ本線の排水路に流すことができる。

チ、本線取付部の側溝蓋は、原則として格子鋼製蓋とする。

(4) 交差の形状は、次のとおりとする。

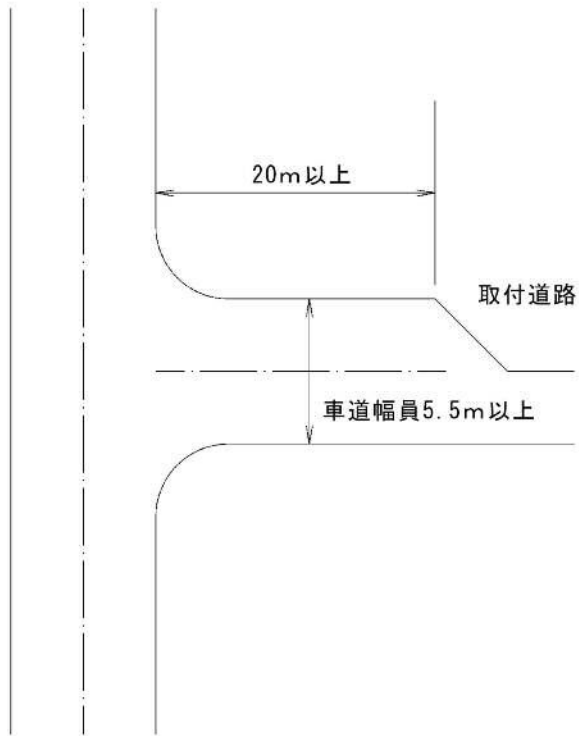
イ、同一の箇所及び平面において交差の脚数は 4 脚以下とし、片側 2 以上の脚を交会しないものとする。

ロ、原則として、くいちがい交差及び折れ脚交差は、避けるものとする。(標準図-3)

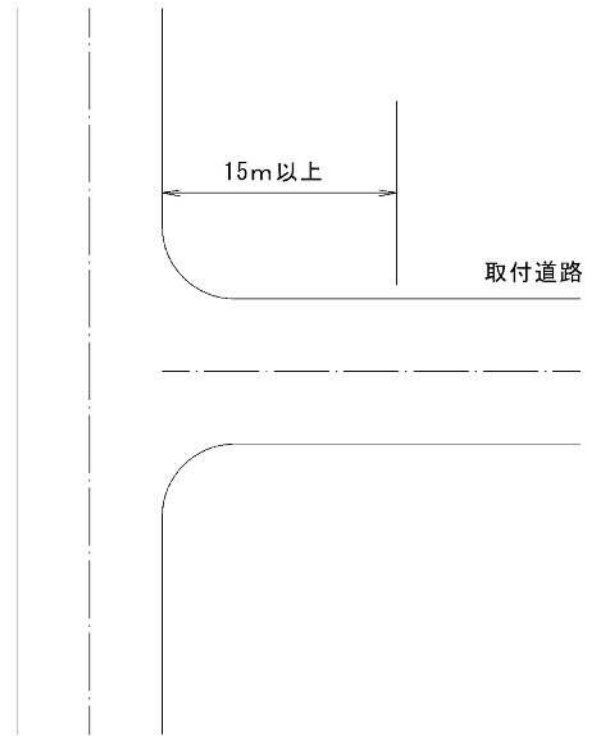
ハ、原則として、本線との接続部から 20 メートルの区間は、直線とする。

(5) 上記(3)及び(4)以外の取付道路の接続部の構造基準は、参考資料「取付道路の取扱いについて」(昭和 47 年 3 月 31 日、建設省中部地方建設局資料)の基準を参照できるものとするが、当該基準は、交通量の多い国道への取付け道路を対象としているので、取付けされる道路及び取付けする道路の交通量、接続若しくは交差する部分の地形等を考慮のうえ、実情にあわない基準は、参照しないこと。

標準図－1

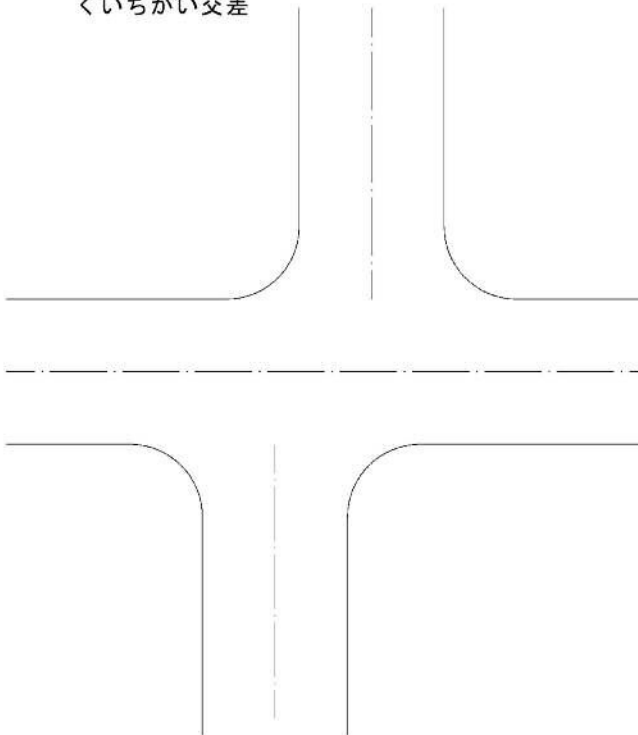


標準図－2



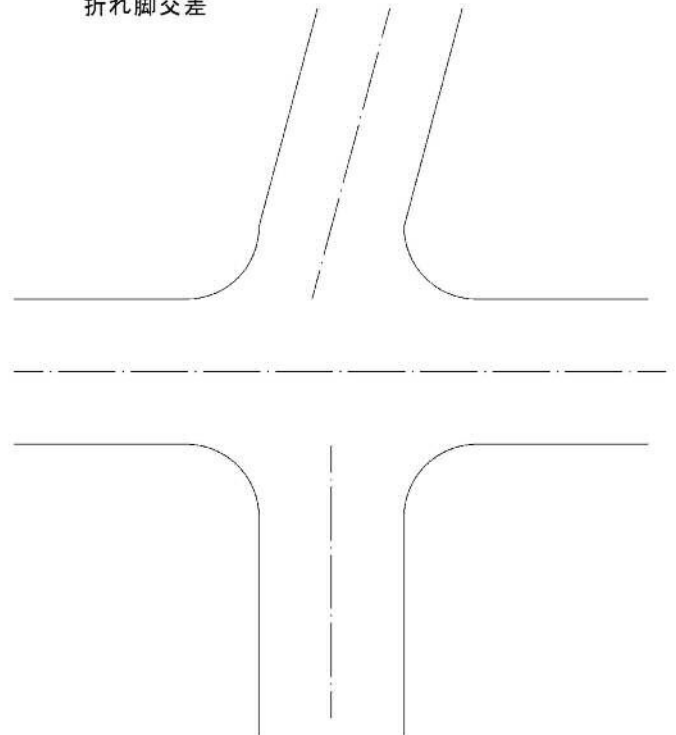
標準図－3

くいちがい交差



標準図－4

折れ脚交差



## 第 6 参考資料

# 取付道路の取扱いについて

## 第一節 総 則

### 1. 意 義

取付道路の取扱い及び構造の画一化を図り道路規格にマッチした取付けを実施すると共に取付事務の迅速並びに省力化を目的とする。

### 2. 適用範囲

直轄指定区間及び直轄施行区間内の平面交差の取付道路については、本取付に準じて実施する。但し、幹線道路（自動車占用道及び一部出入制限のある道路等）等の大規模な取付又は幅員4m以下で交通量が少ないものは、本方針（案）より除外する。

### 3. 取扱区分

道路芳情の道路を国道に取付ける場合は、協議事項として取扱う。道路法以外の道路（道路法の道路となる予定の道路（都市計画街路事業等）、農道、林道、自動車道（道路運送法第2条第8項）等は道路法24条の取扱いとする。

### 4. 事務処理上の留意事項

#### イ) 事務所長の専決の範囲

処務細則第16条の3第2項を適用する。本文中管理上影響の少ないものとは、取付道路が2車線以下の道路の平面交差で、しかも右折車線を要する程度以下の小規模な取付協議及び申請事項とする。但し、道路構造、地元状況等が特に複雑な場合は除く。

#### ロ) 協議申請の方法及び時期

協議申請は、本線の道路管理者が施行するもの（附帯工事）及び費用負担を要するもの又は合併施工ののぞましいもの等は、原則として計画と施工の2段階で協議し意志の疎通を図りながら実施する。

その他のものは計画完了後（実施設計前、用地買収前）速やかに協議或は申請をする。やむを得ない場合でも着工予定日より20日以前に協議を行うものとする。

#### ハ) 副申事項

協議申請の局えの副申には、都市計画、拡幅計画、BP計画、歩道設置計画、将来及び現在交通量等の資料を添付する。

#### ニ) 管理協定及び財産区分

管理協定の必要なもの或は財産区分の必要なものについては、所定の手続きをとる。

## 第二節 構 造 基 準

構造基準は、原則とした道路構造によるが細部の取り扱いは、下記による。

### 1. 計画交通量

計画交通量は、上級道路（現交通量6,000台/日以上、2車線以上）にあつては、道路構造令どおりに20年後の交通量とするが、一般の支道については、5年後の交通量を対象として計画する。

但し、段階的施工計画の場合は、全体計画を考慮のうえ5年後の交通量により計画してよい。

## 2. 交通制御

交通制御は、下記をめやすとして現地の諸条件を考慮のうえ決定する。

イ) 本線が第1種道路の場合は、信号制御されない交差点とする。

ロ) 信号機による制御は、下表の交通量以上の交差点をめやすとする。

信号機の必要な交差点の最少交通量（往復合計時間交通量）

本線が2車線の場合	本線交通量	台/h 400	台/h 500	台/h 650
	取付道路交通量	250	200	100
本線が2車線の場合	本線交通量	1000	1500	2000
	取付道路交通量	100	50	25

ハ) 一時停止標識による制御

設計速度 60km/h 以上の道路は、交通量の少ない方を制御する。

## 3. 設計速度

取付部の設計速度は、主流交通に対して原則として単路部と同等とするが、場合煮によっては、一規格下げてもよい又、一時停止或は信号制御される交差点は、20km/h 低減してもよい。

## 4. 交差又は接続の位置

イ) 本線の曲線半径

200m 以下の小さい曲線半径部への接続は、原則としてさける。やむを得ない場合は、導流島、導流車線等を設け所定の視距を確保して接続する。

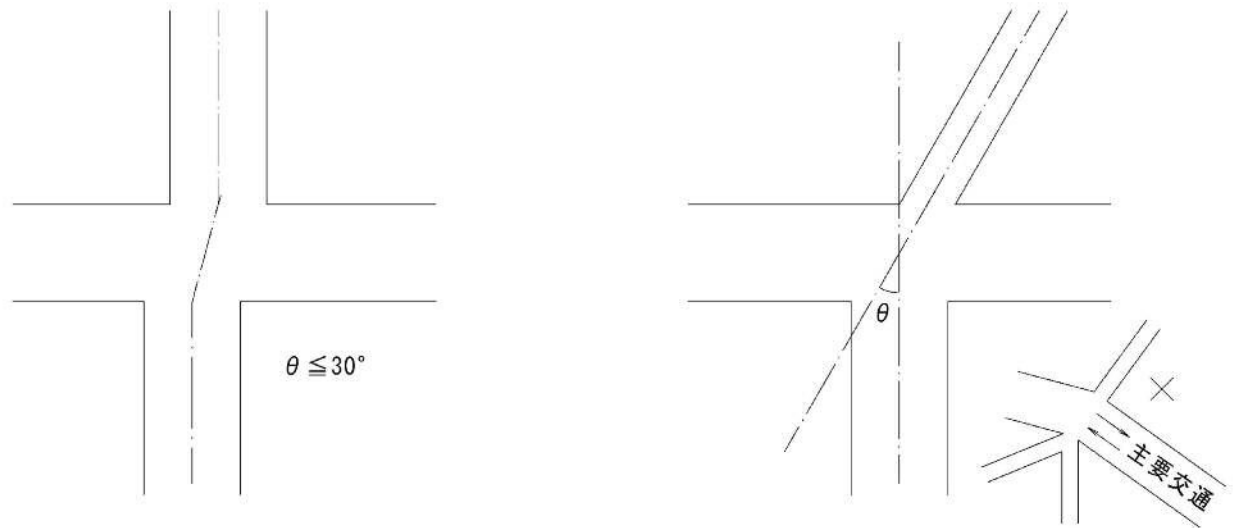
ロ) 本線の縦断線形

縦断曲線の頂底部への接続又は縦断勾配 2.5% 以上の箇所への接続は、なるべく避ける。

## 5. 交差及び接続部の形状

イ) くい違い交差や折れ脚交差を避けると共に直角に近い角度に近い角度で接続させる。やむを得ない場合でも交角は 30° 以下とする。但し、中央分離帯のある箇所は除く。

ロ) 十字路をこす交差点は避ける。



ハ) 交差点での主流交通は、なるべく直線に近い線形とし、主流交通の一侧に二つ以上交会しないようにする。

二) 交差点の間隔

構造令で信号の有無道路の規格等により  $V \times n \times (1.5 \sim 3)$  以上となっているが、これは交差点問題の織り込み長、待ち行列長、交差点に対し注意する時間、標識等の設置間隔を考慮して決めるべきである。

一般的には、高速道路を除く一般道路では、標準 300m 以上、特例 150m 以上をめやすとする。

ホ) 最少視距及び視認距離

a 信号制御交差点

設計速度 (km/h)	20	30	40	50	60	80
地方部 (m)	60	100	140	180	240	350
都市部 (m)	40	70	100	130	170	—

b 一時停止制御

設計速度	20	30	40	50	60	80
視認距離	20	35	55	75	105	—

c 制御のない交差点は、単路部と同じ視距とする。

設計速度	20	30	40	50	60	80
視認距離	20	30	40	55	75	110

以上が構造令に定められた値であるが、通常小支道においても 40m 以上の視距は、確保するのがのぞましい。但し、主従道路が明確に判明する場合は、この限りでない。

ヘ) 車線幅員

a 屈折変則車線の幅員は、3m を標準とする。

b 屈折変則車線を設ける場合は、本線の車線幅員を第 4 種 1 級は 3m、第 4 種 2 級或は 3 級は 2.75m まで縮小してよい。尚、大型車の少ない所或は用地取得困難な箇所は、更に 2.5m まで縮小してよい。

ト) 付加車線

a 右折車線

本線が2車線以上の道路でその設計交通量が500台/h(5,000台/日)以上あれば2車線以上の道路と交差する場合は、右折車線を別に本線上に設ける。

やむを得ない場合は、交安委員と協議して交通規制等を考慮する。

b 左折車線

2車線以上の道路で交角が $120^\circ$ 以上の鋭角交差と左折交通が多い場合(500台/h)或は左折交通が卓越又は速度が高い場合に設置する。

c 加減速車線

第1、2種及びアクセスされた(3種1級)設計速度80km/h以上の道路で加減速合分流する場合に設置する。

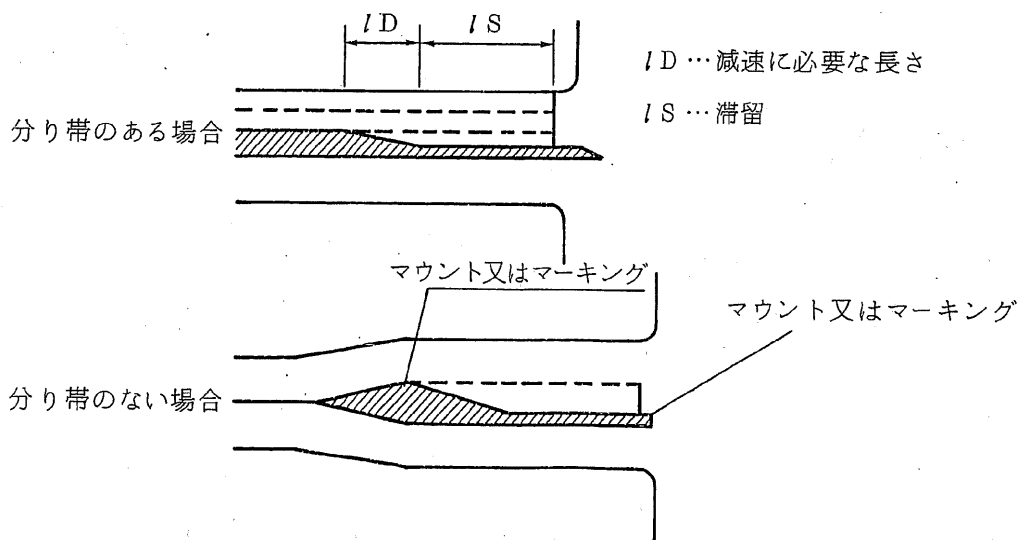
チ) 付加車線の延長

a 加減速車線

道路の性格、本線との速度差、交通規制方法等により異なるが3種2級、4種2級程度の道路では、構造令解説表7-9(P.298)の標準値をとってよい。

3種2級以上の高規格道路は、3~5割大きい値を用いる。

b. 右折車線





## 右折車線の最小値

	地方部 主道路	地方部 縦道路	都市部
設計速度	80 60 50	80 60 50 40	80 60 50
減速車線長(1D)	60 40 30	45 30 20 15	30 20 15
滞留車線長(1S)	20 20 20	20 20 20 20	20 20 20
右折車線長(計)	80 60 50	65 50 40 35	50 40 35

### リ) 中央分離帯の必要な交差点

交差点附近の分離を要するものは、設計速度80km/h以上の道路上又は60km/h以上の道路が交差する場合又は道路幅員13m以上の交差点附近とする。

その他詳細構造は、構造令解説による。

### ヌ) 歩道及び横断歩道

歩道設置計画が5ヶ年計画に計画されている箇所は、取付け道の施行に合わせて歩道を設置する。

尚、5ヶ年になくとも将来計画にある箇所は、少なくとも歩道等の設置可能な復員を確保しておく。

その場合の用地費については、既敷内で本線計画に不足する用地費は、本線管理者の負担とし、その他の用地は、原因者負担とする。ただし、施行時期の合わない場合は、この限りでない。又、大規模な改良工事を伴うものは、双方協議して負担率を決定する。幅員は、やむを得ない場合を除き単路部と同等以上とする。

横断歩道の、最小幅員は4mとし、特別の場合は2mとすることが出来る。

### ル) 隅切り

第4種道路は、隅切りを行う。

交角90° 附近の標準 (m)

種別	1級	2級	3級	4級
1種	12	10	3	1
2種	10	10	3	3
3種	3	3	5	3
4種	1	3	3	3

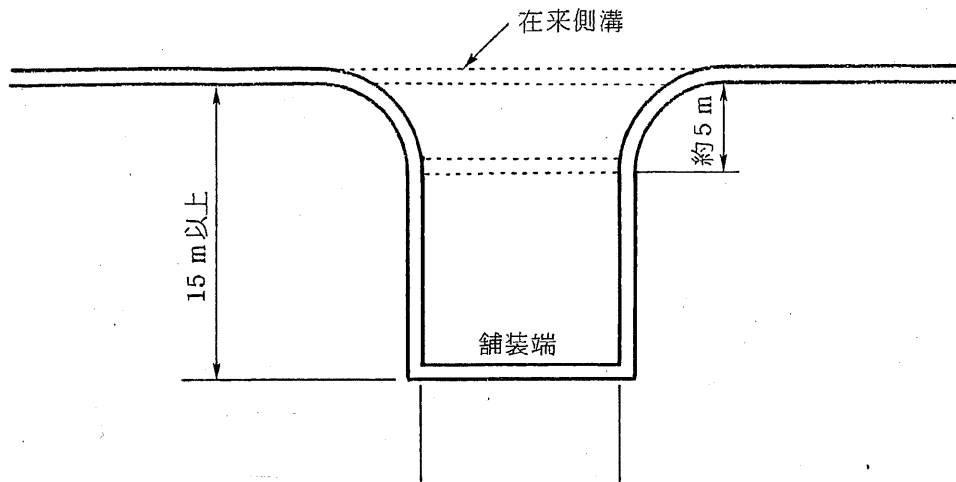
交角の小さい或いは大きい場合歩道を含める場合は個々に検討する。

### ロ) 取付舗装

舗装構成はアスファルト舗装要綱又はセメントコンクリート舗装要綱によるものとするが、小支道については、(密粒4cm+粗粒5cm+碎石路盤10cm)以上とする。但し、本線内は、本線の計画舗装構成以上とする。舗装延長は、少なくとも15m以上とする。

フ) 排水施設

一般には、取付道路の排水を国道の排水路に落とさないように措置するか、やむを得ない場合は、流量を検討のうえ決定する。側溝の切回しは、取付部の保護上5m前後まで切廻しをするか、或いは、在来位置の場合は、パイプ又は蓋を鋼製蓋とする。



カ) チャンネリゼーション

取付部が2車線以上の交差点には、交通状況、線形、交差点の形状にマッチした導流島、導流車線、右左折車線等のチャンネリゼーションを必要により実施する。

コ) 交差部の道路照明及び道路標識

第3種5級、第4種4級(0.5+4+0.5=5.0m)以上の道路交差点には、指定規格(道路照明設置基準による)の証明施設を設置する。なお、必要により案内標識或いは警戒標識を設置する。

この場合、財産権を国に帰属(所定の手続きにより)させるか、或いは占用若しくは国道敷外に設置するように取り扱う。

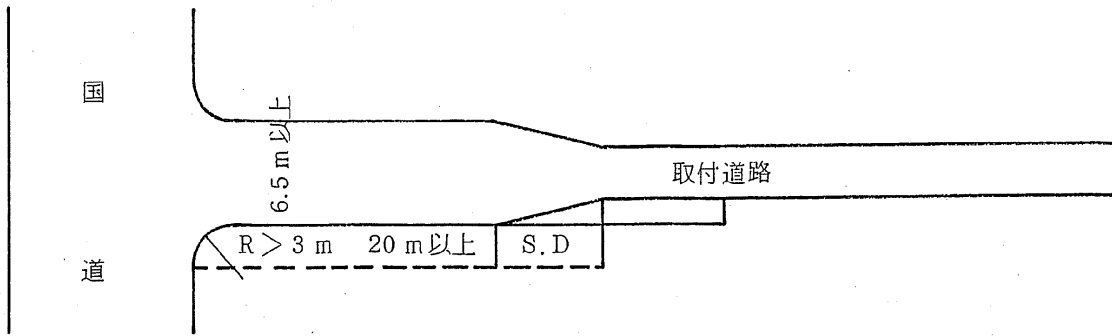
タ) 本線に拡幅計画(5ヶ年)がある場合、或いは都市計画決定がなされている場合は、原則として計画に合わせた交差点処理をする。

チ) 都市計画道路についても条件は付加する。

6. 交差及び接続部の構造

イ) 小さい接続部の幅員

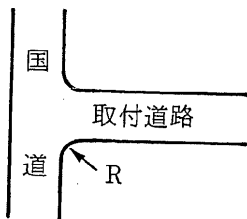
幅員6.5m未満の取付道路(自動車通行可)は、取付部において2車区分(0.5+2@2.75+0.5=6.5m)とし、その延長は20m以上とする。



なお、将来主要交差点となる場合は、信号機及び待避車線のスペースをとっておくものとする。

ロ) 接続部の最小曲線半径

- |                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| 幅員 6.5m 未満の道路   | 6m 以上 (旧構造令解説 P 159 参照)             |
| 一時停止 或いは 信号制御道路 | 2車線未満・・・15m 以上<br>(設計速度 20km/h とする) |
|                 | 4車線未満・・・30m 以上<br>(設計速度 30km/h とする) |



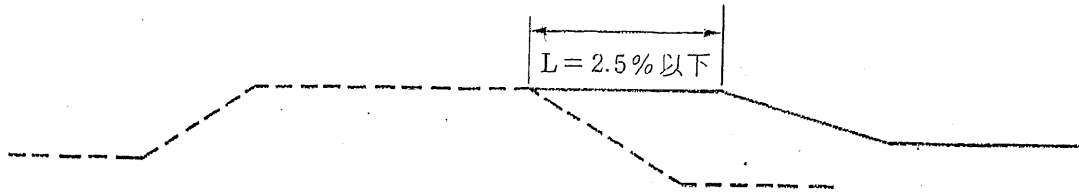
その他の道路		
設計速度 (km/h)	標準 (m)	片勾配のない場合
60	150	220
50	100	150
40	60	100
30	30	55
20	15	25

ハ) 付加車線のすりつけテーパー長の標準

設計速度	80	60	50	40	30	20
地方部	1/50	1/40	1/35	1/30	1/20	1/10
都市部	1/40	1/30	1/25	1/20	1/15	1/10

二) 縦断線形

勾配は、2.5%以内とし、本線路肩から40m以内の変化点には、縦断曲線を設ける。



縦断勾配制限長

幅員 6.5m 未満の道路	$L > 10m$
3種4級    4種3級	$L > 15m$
3種3級    4種2級	$L > 35m$
上記以外の道路	$L > 40m$